

札幌市議会第一部予算特別委員会記録（第2号）

令和8年（2026年）3月2日（月曜日）

●議題 付託案件の審査

●出席委員 32名（欠は欠席者）

委員長	かんの太一	副委員長	わたなべ泰行
委員	勝木勇人	委員	高橋克朋
委員	こんどう和雄	委員	細川正人
委員	よこやま峰子	委員	こじまゆみ
委員	伴良隆	委員	松井隆文
委員	中川賢一	欠委員	三神英彦
委員	山田洋聡	委員	山田一郎
委員	ふじわら広昭	委員	村上ゆうこ
委員	中村たけし	委員	松原淳二
委員	うるしはら直子	委員	あおいひろみ
委員	おんむら健太郎	委員	森基誉則
委員	福田浩太郎	委員	丸山秀樹
委員	前川隆史	委員	熊谷誠一
委員	小形香織	委員	太田秀子
委員	長屋いずみ	委員	坂元みちたか
委員	山口かずさ	委員	成田祐樹
委員	丸岡守幸		

開議 午後1時

●かんの太一委員長 ただいまから、第一部予算特別委員会を開会いたします。

報告事項であります。三神英彦委員からは欠席する旨、また、村松委員からは中川委員と、藤田委員からは山田洋聡委員と交代する旨、それぞれ届出がございました。

議事に先立ち、審査方法について確認いたします。

質疑者、討論者及び答弁者は起立して発言すること、答弁を行う部長及び課長は、冒頭に職及び氏名を名のってから発言すること、なお、同一委員への答弁が続く場合は最初だけでよいことといたします。また、質疑及び答弁は、簡潔を旨とし、

前置きなどは極力省き、内容の重複等も避けながら、定められた審査日程のとおり進めることのできるよう、皆様方のご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 令和8年度札幌市一般会計予算中関係分ほか、付託議案8件を議題といたします。

最初に、令和8年度札幌市一般会計予算中、歳入のうち一般財源、第2款 総務費 第1項 総務管理費中会計室及び財政局関係分、第3項 税務費、第9款 公債費 第1項 公債費、第10款 諸支出金 第1項 財産取得費、第2項 他会計繰出金中財政局関係分、第12款 予備費 第1項 予備費、議案第8号 令和8年度札幌市基金会計予算及び議案第9号 令和8年度札幌市公債会計予算について、一括して質疑を行います。

●**山田一郎委員** 私からは、財政調整基金の現状認識と今後の事業見直しについてと、総合評価落札方式の拡大について、2点伺います。

まず、財政運営についての認識から伺います。

本市の財政運営については、これまでも議会において繰り返し議論が行われてきたことでありますが、さきの決算特別委員会において、我が会派の伴 良隆委員から、本市における今後の大型施設整備や建設事業費の増加を踏まえ、現在の財政収支の見通しが実際と乖離しているのではないかと質問があり、これに対して白石部長から、物価や人件費の上昇など社会経済情勢の変化を踏まえ、現状に即した財政収支見直しへと更新する必要があるとの認識から、その結果として今後10年間の財政推計が改めて作成され、本定例会において示されたところであります。

この財政推計では、現行の財政運営を継続した場合、令和13年度には活用可能な基金残高が枯渇すると、極めて厳しい見通しが示されております。

先日の代表質問において、我が会派の中川委員からは、令和13年度に基金が枯渇するという危機的な財政推計を直視し、将来に課題を先送りしない財政運営を行うよう強く求めたところでありますし、今日は隣に來ている山田洋聡委員からの質問では、将来的な公共施設の更新費の集中や建設事業費の増加が本市財政に大きな影響を及ぼす可能性があるため、公共施設の状況の見える化を行う施設カルテをもって検討、整理を進めていく旨の答弁がございました。

市長からは、持続可能な財政運営の必要性の観点から、短期的には内部経費の徹底的見直し、中長期的には公共施設マネジメントの考え方を強力に進め総量のコントロールをしていくことと、事業の選択と集中に取り組むと答弁があったところであります。

しかしながら、当初示された令和8年度予算では、財政調整基金残高について、アクションプラン2023で定めたベンチマークである100億円、こ

れを維持できるとされていたものの、今定例会に提出された除排雪費補正により約36億円を取り崩すこととなり、年度末残高は約69億円となる見込みであります。

大雪対応は市民生活を守る上で、今回大変な大雪ではございましたので理解できるものではありませんが、補正予算を1回編成しただけで最低限維持すべき水準を大きく下回るという現実、本市財政が既に極めて脆弱な状態にあることを示していると言わざるを得ません。

そこでまず伺いますが、この状況に対する財政局としての認識を伺います。

●**白石財政部長** 財政調整基金の現状認識につきましてお答えさせていただきます。

アクションプランで定めましたベンチマークであります100億円につきましては、過去の大雪における補正予算の最大額に対応できる水準を維持する必要があるとして設定されておりまして、今回の大雪の補正予算にも対応できたところでございます。

しかしながら、今後も厳しい財政状況が続くと想定される中で、災害などの突発的な財政需要への対応ですとか、年度間の財政収支の不均衡、こちらを調整するという財政調整基金の役割を考えますと、現在見込まれております令和8年度末残高約69億円では大変厳しい状況であると認識しております。

●**山田一郎委員** やはり大変厳しいというような答弁でありました。

しかしながら、今回提示されたこの10年財政推計を踏まえますと、本市の課題というのがもう単年度の収支不足ではなく、財政構造そのものが持続困難な局面に入りつつある点にあると考えます。

代表質問において、市長は選択と集中を進めるとの考えを示されましたが、基金残高の回復を図り将来世代への負担を抑制していくためには、これまでの延長線上にある削減、節減努力のみでは到底対応できるものではないと考えております。

今後は、長年継続してきた事業も含めた抜本的検証や、必要に応じた縮小、統廃合、民間活力の活用を含めた事業手法の転換など、市役所全体としてマネジメント改革が不可欠であると考えます。

そこで伺いますが、資金残高の回復及び持続可能な財政運営を実現するため抜本的な見直しが必要不可欠であると考えますが、この厳しい状況の中で、具体的にどのような考え方とスケジュール感を持って進めていくのか、伺います。

●白石財政部長 今後の事業見直しの考え方とスケジュールについてのお尋ねでございました。

今回公表いたしました財政推計におきましては、財政調整基金を含めて、毎年の予算における財源不足の補填として活用できる3基金、こちらの残高が、現状のまま何も手を打たなければ5年後には枯渇してしまうという見通しとなっております。災害時の対応はおろか、現状のサービス水準すら維持することが困難となりますことから、見直しに着手していくことが必要と考えております。

まず、今後の見直しの考え方につきましては、継続事業、新規事業も例外なく、客観的事実に基づく費用対効果はもとより、事業開始時からの社会情勢等の変化、それから事業手法の妥当性、官民の役割分担などを検証し評価するとともに、さらなる公共施設マネジメントの推進や受益者負担の適正化、それからDXの推進による合理化など、あらゆる観点で見直しを進めてまいりたいと考えております。

次に、今後のスケジュールにつきましては、当初予算編成、こちらは例年夏頃から、翌年度の予算編成に向けて財政局と各局とで施策の検討ですとか調整を始めてまいりますが、令和9年度予算にしっかりと反映できるように、今から速やかに見直しの検討に着手してまいりたいと考えております。

●山田一郎委員 本当にあらゆる観点から見直しを図っていききたいという答弁でございました。

前回の決算特別委員会の後でちょうどマイナス

シーリングの話が出まして、そこで大体、今回出てきたのが約30億円の削減だというようなところでありました。

ただ、今現状のところでは、この30億円でも到底足りないというような状況になっていて、今はもう本当に財政状況がここまで来たので、本市財政というのは本当に転換点が来たのかなというふうには思っております。

もちろん、見直しに着手していくというような方向性は今、白石部長からもありましたけれども、今度、じゃあ具体的な道筋だったりとか、例えば手法だったりとかというのは、また今後の検討に委ねられてくると思うんですけれども、先ほどありましたけれども、これまで継続的に行ってきた事業、また新たに始めた事業も、これは例外なく見直ししていくという形ではございますので、選択と集中、前回からずっとこれはテーマになっているんですけれども、この選択と集中が、次は、じゃあ今度、新たなステップに行くときに今回やってきたかなと思っております。

です。ので、笠松局長をはじめとして、財政局の皆さん、またすごい大変なハードな仕事をしていたかなきゃいけないと思いますが、もちろん限られた財源の中ではありますので、もちろん真に必要な行政サービス、これは持続していくのが必要でございまして。市役所全体のこれまでの発想、これを見直ししながら実行に移していくことを求めて、次の質問に移ります。

次に、総合評価落札方式の拡大について質問いたします。

札幌市のインフラ整備や維持管理、また冬季間の除雪、さらには災害時の緊急対応など、市民の安全・安心な生活を支えているのは、まさに地域に根差した建設業者の皆さんであり、地域の守り手として大変重要な役割を担っていただいていると認識しております。

一方で、現在の建設業界を取り巻く環境は大変厳しく、少子高齢化による慢性的な人手不足に加

え、いわゆる2024年問題への対応など、企業経営を取り巻く状況は年々厳しさを増しているところでもあります。

若年層の入職者が減少し、熟年技術者の高齢化が進む中、次世代への技術継承や労働環境の改善は、札幌市の公共工事を将来にわたって安定的に確保するためにも待ったなしの課題であります。

札幌市においても、建設業者の適正な利潤の確保や労働環境の改善を後押しするため令和7年4月に最低制限価格の引き上げを行ったことは、行き過ぎた価格競争を防ぎ、業界の健全な発展に資する取組として評価しておりますが、近年激甚化、頻発化する自然災害への備えや、インフラ整備を担う地元建設業者の経営が安定化するには、まだまだ厳しいのが現実であります。

そのような中で、価格だけでなく、企業の技術力や地域貢献などを評価する総合評価落札方式は、地域の守り手の確保や経営の安定化につながるとともに、くじ引入札の改善にも資する重要な制度であると考えております。

そこで質問ですが、札幌市の総合評価落札方式のこれまでの取組状況についてお伺いします。

●**中西管財部長** 総合評価落札方式のこれまでの取組状況についてお答えをいたします。

札幌市の総合評価落札方式につきましては、平成17年に公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行されたことを契機に、平成18年に試行導入したところでございます。導入当初の発注割合は一桁でありましたが、その後、一括審査方式や簡易確認方式を導入するなど、受発注者双方の事務負担の軽減を図りながら発注割合の拡大に努めてきたところでございます。また、発注割合の目標につきましては、アクションプラン2019で20%、現行のアクションプラン2023では25%としておりまして、段階的な引き上げに取り組んでいるところでございます。

●**山田一郎委員** 中西部長、ありがとうございます。

段階的に、拡大は進めているというような答弁でありました。工事品質の確保や企業の経営努力、これを適切に評価するという点においては、総合評価落札方式は、公共工事を担う地元建設業者の安定的な経営にもつながる制度であると認識しております。

これも、さきの代表質問では中川賢一委員から、総合評価落札方式はくじ引入札から脱却し、経営の安定化につなげる施策としてさらなる拡大を図るよう質問し、市長からは、様々な業界団体の意見を聞きながら総合評価落札方式のさらなる拡大に向けて取り組んでまいりたいと答弁があったところであります。

そこで次の質問ですが、総合評価落札方式のさらなる拡大について札幌市は今後どのように進めていくのか、伺います。

●**中西管財部長** 今後の拡大の進め方についてお答えをいたします。

工事の品質確保を目的とした総合評価落札方式は、くじ引の抑制効果もある一方で、人手不足で技術者の確保が難しいなど、この方式では受注できない地元企業への配慮も必要であると考えております。今後も、対象案件の選定を行う工事担当部と十分に協議を行うとともに、様々な業界団体の意見を伺いながら拡大に取り組んでまいります。

●**山田一郎委員** ありがとうございます。

総合評価落札方式、何度も言っておりますが、価格だけによらず、企業の技術力や施工実績、また、さらには地域への貢献などを総合的に評価する制度であり、公共工事の品質確保、また地域建設業の持続的な発展につながる重要な取組であると思います。いろいろな配慮等も必要であると思うんですけれども、今後、総合評価落札方式の拡大を進めるに当たっては、やはり業界団体の意見、これを十分に踏まえながら、制度設計や評価項目の在り方についても丁寧に検討を進めていただくよう求めまして、私からの質問を終わります。

●**うるしはら直子委員** 私からは、令和8年度

予算と今後の財政運営について、3点質問いたします。

我が会派は本市の財政状況につきまして、これまでも財政調整基金の残高ですとか、そうした財政の見込みについては注視してまいりました。昨年の決算期に今後の厳しい財政の見込みが示されて以降、必要な市民サービスの維持、また、それらを担う人への投資、これが重要であることについて指摘いたしまして、市長、そして財政局としても同様の見解であることを確認してきたところです。また、先日の代表質問におきましては、今後の厳しい財政運営の中で、選択と集中、これを進めるという方向性について市長の見解をたどしましたところ、あれもこれもではなく、市民や事業者に、より重きを置いた事業に財源と人材を集中させていくとの答弁がありました。こうした状況におきまして、今回の予算編成に当たっては、内部経費の徹底的な見直しと節減が行われ、そこには15%のマイナスシーリングの結果も反映されているものと認識しております。厳しい財政状況の下で、各局も、そして財政局も知恵を絞り財源の捻出に努力した点、これは理解しております。

しかし、見直しを優先とするあまり、各部局でこれまで積み上げてきた、そして市民生活を支えてきた真に必要なサービスまでが見えないところで削減されてしまっていないか憂慮しております。例えば、福祉的施策のように、その方々の生活には欠かせない支援ですとか、また、細やかな行政サービス、単なる利用者数やコスト数といった数字上の効率だけで判断対象とされるような影響は出ていないでしょうか。

そこでまず1点目の質問ですが、今回の予算案を編成するに当たり、市民サービスに影響を与えないようどのような判断基準をもって事業の精査を行ったのか、伺います。

●白石財政部長 令和8年度予算編成におきます市民サービスに影響を与えない事業の精査というご質問でございました。お答えさせていただきます。

ます。

令和8年度予算編成では、事務的経費の節減や事業の実施手法の効率化など、まずは内部経費の徹底な見直しと節減に取り組むことといたしまして、市民サービスに影響が及ばないように配慮をいたしました。

具体的な見直し内容といたしましては、市民サービスの低下を伴うような制度改正などは行わず、予算と決算の乖離を是正することですとか、あと業務委託の内容の見直し、事業の統合、デジタル化による経費節減などによって37億円の一般財源を節減するとともに、その一部を活用して新たな市民サービスの行政需要に対応したところでございます。

●うるしはら直子委員 市民に必要なサービス、これを削減したわけではないということで、そしてまたその37億円ですか、新たな事業の部分にも一部回しているといったことでした。

しかしながら、今回、部局によりましては、その内部の徹底した工夫、これもこの間ずっと行ってきたいて、もうそれかなり限界であったというところもお話を聞いています。

そして、結局既存の事業費を削減する、あるいは新たな事業、レベルアップを断念したという選択をしたというような、そんなお話も聞き及んでおります。新年度予算がこれから執行されていく中では、それらの選択がまず妥当であったのかどうかということも、改めてしっかり検証していただきたいと思います。

次の質問に移りますが、今回、予算案と併せまして、本市財政の10年推計となる「札幌市今後の財政運営について」が示されたところです。聖域なき見直しに着手せざるを得なくなる状況が目前に迫っているとの見通しが示され、改めて、本市の将来に極めて深刻な現実を突きつけられたものと捉えています。昨今の他の自治体における財政の悪化、これも鑑みれば、今、本市が内部経費に限らず、事業をしっかりと見極め、そして持続可能

な財政運営のために見直しをする、これは避けては通れない課題です。秋元市長が一貫して示しておりますとおりに、厳しい局面であっても、市民生活に直結する公共サービス、そしてそれを支える人材への取組、これは将来の行政サービスを支える基盤として確保していく必要があります。

一方、そうした選択をしていく中で、費用対効果だけでは評価ができない事業にも、札幌の将来にとって切り捨ててはならない大事な要素があるものと考えます。

数値化しにくい、例えば福祉が支える日々の安心、そして市民の心のゆとりを育む文化芸術の振興といった札幌の都市価値が、費用対効果の視点からコストカットの対象として削ぎ落とされてしまわないか懸念しているところです。これらは、単なる公的な扶助や支援の提供ということではなく、本市で暮らす魅力でもあり、また観光資源として選ばれる町を創出するという投資の一つでもあると思います。方向性を間違えると、町の将来性を自ら摘み取ることにもなりかねません。

そこで質問ですが、今後、歳出全体の適正化を図る中で、こうした数値化しにくい分野をどのように評価し、見直しの方針に反映させていく考えか、伺います。

●白石財政部長 数値化しにくい分野についての評価ですとか見直しの方針についてのお尋ねでございました。

委員ご指摘のとおり、例えば文化芸術の振興施策などは、豊かな人間性を涵養するために市民生活においては必要なもので、行政として一定程度担うべき役割がございます。費用対効果だけで事業の実施可否を判断すべきでないと考えております。

一方で、今回公表させていただきました今後10年間の財政推計では、このまま何も手を打たなければ、これまで財源不足を補填するために活用してまいりました基金が枯渇して、現在の市民サービスの水準を維持することすら困難になってしま

う大変厳しい財政状況が見通されているところでございます。

この限られた財源の中で基礎自治体としての役割を果たしていくためには、費用対効果を数値化することが難しい施策にありましても、その目的を十分に踏まえつつ、実施手法や在り方を検証して効率化や節減を図るなど、聖域なく見直しを行っていく必要があると考えております。

●うるしはら直子委員 例えば、一つの文化芸術、そこについて、必要性、役割については十分理解していただいていること、ここは分かりました。

本市においては、札幌市の文化芸術基本計画（第4期）の中においても、人々が人間らしく生きるための糧であり、それ自体が大きな価値を持つものであるということ、そして、人のつながりを育み豊かな創造性を育むことで、共生社会の実現や都市の魅力向上など、社会を支える不可欠な基盤なんだということも明記されておりますので、そうした本市の方針のことも踏まえながら、厳しい中でありながら、捻出していただきたいなと思っております。とにかく、まずは少しでも財源を生み出す努力がさらに必要となります。

しかし、選択と集中、そして聖域なき見直しを図り、将来の大きな収支不足を克服していくためには、今、各部局がそれぞれの枠内で苦慮しながら削減を積み上げていく、こうした従来の手法だけでは限界があるのではないかと考えます。

今後は、予算編成権を持つ財政局はもちろんのことでありますが、本市の各部局全体を見て、同様の事業の重複がどれぐらいあるのか、こうしたことをまず整理しまして、そして、全庁的に横串という視点で全体の最適化を図る仕組み、これを構築することが不可欠ではないかと考えます。

厳しい時代だからこそ、限られた財源を賢く有効に使って、札幌の魅力を維持し続けるための攻めの財政運営が今、求められているのではないのでしょうか。

そこで最後に、これは副市長に伺います。

本市として、今後どのような姿勢でこの見直しに臨むのか、その考えを伺います。

●加藤副市長 見直しに臨む姿勢についてでございます。

先ほど財政部長から答弁をさしあげましたけれども、札幌市の現在の財政状況は、このまま手をこまねいては現状維持もままならないという非常に厳しい状況でございまして、これにつきましては、しっかりと現実に向き合わなければならぬものと考えております。

事業の見直しでございますけれども、今後は市民サービスに影響するものも含まれる可能性もございます。市民の価値観が多様化する中、例外なく網羅的に幅広に検証いたしまして、見直すべきものは俎上にしっかりと上げていかなければならぬものと考えております。

一方、縮減一辺倒ですと、市民や企業、札幌市職員のマインド、これはもう萎縮してしまって、札幌の未来に向けた前向きな投資や考え方が抑制されてしまうと、これは望ましいことではございません。見直しに当たりましては、市長とか私も副市長がリーダーシップをしっかりと発揮いたしまして、しっかりと効果検証を行うとともに、優先順位を判断いたしまして全庁一丸となって取り組んでいきますけれども、当然、市民や議会の皆様としっかりと対話して、理解を得ながら進めていくべきものと考えてございます。総論賛成、各論反対ということもありますけれども、そうではなくオール札幌市の視点で、あれもこれもではなく、あれかこれかと考えて、何が最適かを模索いたしまして、結果を出していかなければならないと考えてございますので、引き続き議会の皆様にもご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

●福田浩太郎委員 私からも、本市の厳しい財政状況を踏まえまして、財政運営における現状認識と基本姿勢ということで何点が質問させていただきたいというふうに思います。

初めに、本市の財政運営における金利や物価高騰の影響についてお尋ねしたいというふうに思います。

現在の財政環境は、物価高騰、そして公共施設の老朽化対応、また市債発行額の増や利子の増などを背景に今後一層厳しさを増すことが見込まれております。

このような状況下においては、先ほど来、盛んに発言がありましたけれども、選択と集中の徹底が不可欠でありまして、現状認識として厳しさを前面に出す札幌市の姿勢、これは理解をするものでございます。

一方で、今、副市長からお話がありましたが、出づるを制することのみに軸足を置けば、市民生活や地域経済に窮屈さをもたらしかねません。

国においては、現在成長のための財政支出拡大や投資促進の動きも見られます。これらが地域経済や中小企業へ波及し、本市の税収基盤の強化につながることをまずは期待するところであります。

しかしながら、足元では株高が進む一方で、市場の判断次第では円安や金利上昇のリスクも指摘されております。

そこで1点目の質問ですが、今後、金利の上昇と物価高騰が長期化した場合、本市財政にどのような影響が生じると認識しているのか、お伺いいたします。

●白石財政部長 金利や物価高騰の影響への認識についてのお尋ねでございました。

まず、金利の上昇による影響といたしましては、市債を発行する際の調達金利、こちらが上昇いたしますので、将来の利払い額が増加して長期間財政状況の悪化を招くことにまずなります。また、物価の高騰、こちらにつきましては、単年度の歳出の増だけではなく建設事業を行う際に発行する市債額が、こちらが増加することになりますため、金利の上昇や物価の高騰が長期化した場合に、後年次の元利償還金、こちらが増加するといった財政状況の悪化に直結することになります。そのた

め、市債の発行額を抑制することで、将来の公債費の縮減を図って財政負担の軽減に努めることが必要と考えています。

●福田浩太郎委員 ありがとうございます。

お話が今ありましたように、金利の上昇、物価高騰については、当然ながら財政に様々な影響があるということでございます。

ただ、私の感想としまして、国より地方に与える影響が大きいのではないかなというふうに思っております。国政では、税収の上振れといったような楽観的な捉えもあるようでございますが、私ども地方自治体にとっては、税収増よりも歳出増のほうが大きいかなというふうに捉えております。

次に、選択と集中を支える財務書類の活用ということで、今ほど来、選択と集中ということでしたが、私のほうも、選択と集中を実効性あるものとするための手法としての財務書類の活用について伺いたいと思います。

聖域なき改革を進めるためには、感覚や前例ではなく、客観的、定量的な財務情報に基づく判断が不可欠でございます。そこで、必要な行政サービスの総量を適切に判断するためにも、財務書類の積極的活用が重要と考えます。私どもは、これまでも市民との対話を深めるために、定量的情報を共有するツールとして財務書類の活用を提案してまいりました。また、資産価値を正確に把握することは、官民連携や資産の有効活用を進める上でも基礎となるものであります。今後、さきの他会派の代表質問の答弁でもありましたが、施設カルテを作って公共施設についてのマネジメントをしていくというようなお話もございました。検証を行っていくということですが、それらに加えて、公会計の手法を活用し、施設ごとの財務情報、これは減価償却費や維持管理コスト、将来更新の負担などを、より精密に把握し公表する必要があると考えるところでございますがいかがか、見解をお尋ねいたします。

●白石財政部長 公会計手法を活用した施設ごとの財務情報などの活用についてというお尋ねでございました。

主要施設につきましては、市民の安全・安心ですとか、あと福祉の増進といいました採算性のみでは測れない役割がございますことから、財務書類、財務情報だけではなくて、施設の設置目的などを考慮した多面的な評価を行う必要があると考えてございます。

一方で、委員ご指摘のとおり、財務に関する客観的な情報というのは、市民の皆様との合意形成や議論を進める上で有効であると認識しております。特に一定の使用料収入が見込まれるような施設、あるいは民間活用の可能性がある施設などのうち、事業採算性ですとか効率的な運営が求められる施設につきましては、財務書類の活用の可能性もございますので、施設の特性に応じて引き続き活用を検討してまいりたいと考えております。

●福田浩太郎委員 ありがとうございます。

活用について、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

お答えにあったように、施設の性格によって、採算性だけではない目的があるということ、様々な目的があるということで、財務書類が必要とは言えない場合があるということは理解できるところでございますし、また、特に収益性がある施設や民間が担ったほうがよいような施設については活用を検討していくということ、部分的に活用するということは、今のところ一旦承知をいたしますが、ただ一言申し上げますと、この財務書類の有効活用というのは、自治体の経営判断をデータに基づいたものに変えるための極めて重要なステップだというふうに考えてございます。実際の、さきのM I C E施設の決定においても、収入と費用など、財務的なデータも含め判断をされたというふうに思います。財政だけでなく原局も含めて、データと戦略に基づいた行政運営に努めていただきたいというふうにお願いしたいと思います。

最後に、財源確保の在り方として、資産運用による財源確保という視点についてお尋ねしたいというふうに思います。

現在、国では、消費税などの減税が議論されております。また、本市におきましても、除雪のレベルアップなど、市民の要望が強いところでありますが、これらは多額の財政支出が必要となります。一般的に、歳入増、別な言い方ですと財源の確保の手法としては、増税や負担増、また歳出カットというような痛みを伴うものか、もしくは税源の涵養が挙げられます。

しかし、世界の経済を眺めてまいりますと、世界経済の規模は投資資金の拡大によって実体経済以上に拡張しているという実態がございます。そうしたことから、資本市場の成長を背景に財源を生み出すという視点も重要と私どもは考えているところであります。

そうした本市経済の規模を拡大する方向性としては、一つ目に投資を呼び込むこと。例として、再開発、GX金融、官民連携の推進があるものがあります。二つ目としては、資産の有効活用。例として、土地建物の民間活用、そして金融投資というものが考えられ、こうした二つの方向性が考えられます。

1点目の再開発やGX投資、官民連携については既に取組をスタートされております。より全庁的、そして横断的かつ大胆な実行を1点目についてはお願いしたいというふうに思います。

一方、2点目のうちの最後に申し上げた金融投資については、地方自治法及び地方財政法の枠組み上、元本毀損を回避する運用というものが前提とされておりまして、今、札幌市の現状として、国債や預金に限定をされているのが実態だというふうに承知しております。

しかしながら、インフレ環境下においては、現金として寝かせておくだけでは実質的に目減りしていきます。何もしないこと自体が、機会損失という見えない損失を生んでいるとも言えます。政

府の骨太方針2025においても、公的部門が保有する資産の有効活用の有用性を検討する旨が盛り込まれております。

そこで最後の質問ですが、国の動向を踏まえ、本市としても将来的な制度変更を見据えた準備や研究を進めるべきと考えますがいかがか、お伺いいたします。

●白石財政部長 資産運用による財源確保について、制度変更に備えた準備ですとか、あと研究を進めるべきというお尋ねでございました。

委員ご指摘のとおり、札幌市の資産運用につきましては、地方自治法や地方財政法、札幌市基金条例といった関係法令に基づいて、元本が保証されるという運用を行っております。

具体的には、先ほどご質問にもございましたが、国債や地方債といった債券ですとか、あと預金といった元本が保証されている安全な運用を行っているところでございますけれども、元本が保証されていない資産運用や金融投資を行うことは、地方自治体の運用に対する国の法令が変わらない限り困難なものとなっております。

現在も、私ども、できる限りの運用益の向上に努めておりますので、引き続き、今後も国の制度改革などの動向を注視するとともに、より効率的な運用の実施について検討してまいりたいと考えています。

●福田浩太郎委員 ありがとうございます。

国の動き次第であるということは仕方がないというふうに思います。ただ、今、札幌市が決められた中でやっているこの資産、元本毀損しないやり方だと利回り1%以下という状況でございますが、今、国のGPIFですか、ああいったところでは、5%ぐらいの利回りというものもあるというようなことも聞いております。今、国会質疑なんかを見ましても、国もインフレ下の機会損失について課題感を持っているというふうに承知しております。変化に備えて準備、研究はしっかりと進めていただきたいというふうにお願いいたしま

す。

最後になります。財政の厳しさを市民に伝えることが重要であります。しかし、それだけではなく、資産の有効活用によって市民生活の安心を守る挑戦を行う姿勢というものを、より積極的に発信していくべきであります。

緊縮一辺倒ではなく、成長と安定を両立させる財政運営を求めまして質問を終わります。

●太田秀子委員 私からも、札幌市の今後の財政運営について、今後10年間の財政推計について質問いたします。

説明を受けましたときに頂いた資料にありますけれども、令和17年度まで、10年間の一般財源における推計では、一般財源歳入は緩やかに減少していく一方、歳出に必要な一般財源は増加していく見込みであり、推計の結果、改善に向けた対策を行わなければ収支不足の拡大により5年後には基金が枯渇し、公債費の増加により、財政の資金繰りですとか返済能力を示す実質公債費比率も急速に悪化して、令和25年度には財政再生団体となる可能性があるというふうになっています。

私は、とても厳しさばかりが強調されているという印象を受けました。これまでの質疑の中でも、かなり厳しいんだというお話が繰り返されましたけれど、改善に向けた対策を行わなければこうなるんだよということでもありますから、そういうことを行わないなんていうことはあり得ないんだと思いますけれども、財政推計はそうならないための、早めに手を打って、数字を明らかにして対策を検討するという意味で公表されたものであります。これを基にして市民サービスが削られるようなことがあってはならないということを、また改めて心配となったところです。

そこで2点質問します。

1点目ですけれども、令和7年度予算編成時の中期財政フレームを見ますと、令和8年度には基金活用見込みが353億円でした。しかし、令和8年度予算を見ますと、基金の活用額は210億円と

なり好転しています。

この要因について伺います。

●白石財政部長 令和7年度予算編成時の見込みから基金活用額が好転した要因についてお答えさせていただきます。

今、委員からのご質問にもございましたとおり、令和8年度予算編成における収支不足は210億円となりまして、令和7年度予算策定時の収支不足の見通しであります353億円と比較いたしますと、143億円好転いたしました。この要因といたしましては、まず義務的経費の増加などによって必要な一般財源が315億円増える収支の悪化要因があったものの、市税などの一般財源が359億円増加したことをはじめとして、各局の様々な見直しですとか経費の精査などによって合わせて458億円が好転いたしましたため、その差引き143億円の好転となったものでございます。

このように143億円という好転となった一方で、いまだなお210億円もの巨額の収支不足が生じておりますので、そこら辺について基金による補填を行ったところでございまして、今後10年間の推計でお示ししましたとおり、収支不足の拡大によって5年後の令和13年度には基金が枯渇するという大変厳しい財政状況に直面しているというところでございます。

●太田秀子委員 その単年度のところで見ますと143億円の好転になっているんだということでありました。

収支不足を基金で埋めたということも先ほど来の質疑で伺っていたところですが、毎年の決算の中で、翌年の基金に積立てをしたりということもしておりますので、単年度をしっかりと見ていかなければいけないと思ったところです。

続いて伺います。

今回出された今後10年間の財政推計は、前提として、物価上昇や経済情勢による税収の変動などは加味しない、一定の仮定に基づいているんだとしています。なぜそのような推計のやり方なのか、

伺います。

●白石財政部長 財政推計で物価上昇や経済情勢による税収の変動を見込まない理由につきましてでございますが、委員ご指摘の今後の物価上昇ですとか経済情勢による税収の変動につきましては、歳入・歳出共に不確定な要素がありますことから、一定の仮定に基づいて推計していることはご理解いただければと存じます。

物価や賃金水準が上がった場合に、市が支出する経費が増える一方で、税収など収入側も増えることなど、一定程度、歳入と歳出が連動して収支に与える影響が相殺される場合もありますことから、歳入・歳出どちらも同じく影響を見込んでいないところでございます。

加えて、推計に当たりましては、できるだけ不確定な要素を極力排除して精度を上げるために、経済情勢による税収の変動なども影響を見込まないこととしております。

今後10年間の財政推計でございますが、一定の仮定に基づく推計でありまして、今後、当然変動するものでございますので、予算、決算などのタイミングを踏まえて今後も情報を更新していくことも検討してまいりたいと考えております。

●太田秀子委員 物価上昇などは、それら不確定なものを見込んでいたら、ちょっと推計もやりづらいですから、そういうものは入れませんけれども、実質の生活をしていく中では、物価上昇はこれまでも随分長く続いてきましたし、これからの市民の生活には厳しいものになるだろうと思うんですね。歳出の一般財源のうち、90%が扶助費や公債費、職員費の義務的経費と、除雪費などの準義務的経費です。ここは削減することが難しい経費でありますけれども、しかし、義務的経費の中の公債費は見直しを行う余地があるのではないかと考えています。資料の中の義務的経費の状況には、今後の公債費に要する一般財源の負担額について、建設事業費の増加に伴う市債発行額の増加、利率上昇に伴う利子の増加、これらによって

大きく増えていくという見込みがされています。市債の償還額も膨らみます。市債は30年間かけて償還するため、その影響は長く続くん다는ことも書いてあります。利率のコントロールというのは難しいことでしょうけれども、市債発行額を見直して削っていくということは、できるのではないかと思います。ぜひ検討していただきたいと思います。

先ほど来の質疑の中で、文化芸術のところなどでも、数値化しにくいところがあっても、そういうところも検証して、聖域化しないんだというような答弁だったかと思いました。そして、施設についても、使用料をもらっているものや民間が活用できるもの、そういう施設の活用は検討するというので、やはりその使用料、市民が負担する使用料ですとか、民間に使ってもらおうとか、市民にとってもとても大事な文化なんだとおっしゃいながら、そういうところも聖域化しないんだというお話で、本当に市民が不在でこのまま進んだら大変なことだなということを改めて思いましたので、そういうことのないようにしていただきたいと思うんです。

資料の中で、経済観光関連施設の中に新MICEというのがありまして、令和10年に105億円とありまして、その後ちょっと飛んで、令和13年から185億円ずつ、2年続けて行っているんですね。MICEは、まだ予算計上こそされていませんけれども、こうやって推計上は数として載っているわけです。市債がとてこれから増えていき、その後の将来にも続いていくんだよと、影響を与えるよということを、この推計の中でも言っているわけですから、これらも本当に、これから市民にとって大事なのかどうかということも検討していただきたいなと思ったところです。令和7年度時点で見込んだよりも、令和8年度は税収を含めた一般財源が好転し、伸びています。今後も、この傾向は続くこともあると思います。

毎年の予算編成において、しっかりとその点を

反映させていただいて、市民サービスの維持・向上に充てていただきたいということを強く求めて私の質問を終わります。

●ふじわら広昭委員　私は5項目質問いたします。

1項目めは、電子契約導入について及び役務3業種の社会保険料の納入証明について、2項目めは、設計変更の取扱いについて、3項目めは、入札における見積期間について、4項目めは、工事発注見通しの公表について、5項目めは、工事完了から工事代金の入金までの期間短縮についてです。

初めは、1項目めの電子契約導入及び役務3業種の社会保険料の納入証明についてです。

最初の質問は、2025年予算特別委員会及び決算特別委員会で行った電子契約の導入について伺います。

2025年の決算特別委員会でも管財部長から、今後システムを構築する事業者の選定を行い、操作マニュアルを整備し、各登録事業者の説明会などを実施した上で、2026年4月からの開始に向けて準備を進めているとの答弁がありました。

そこで質問ですが、事務の効率化や事業者の利便性向上に資する電子契約について、今年4月から本格導入されるとの理解で相違ないか、改めて確認をいたします。

あわせて、導入に当たっての周知状況や円滑な運用開始に向けた直近のスケジュールについても伺いたいと思います。

●中西管財部長　電子契約の導入時期及び周知スケジュールについてお答えをいたします。

電子契約については、4月の運用開始に向け、準備を進めているところでございます。周知スケジュールについては、3月中旬に事業者向けのオンライン説明会を開催しまして、その後も事業者がいつでも確認できるよう、動画を札幌市の公式ホームページに掲載いたします。こうした取組によりまして、電子契約の円滑な運用に努めてまい

りたいと考えております。

●ふじわら広昭委員　次は、2024年の決算特別委員会、2025年予算特別委員会及び決算特別委員会で取り上げた役務3業種の契約における社会保険料などの納入確認についてです。

2025年の決算特別委員会で管財部長から、市有施設維持管理業務委託契約に係る運用方針に、入札参加資格の要件として社会保険料の領収書の写しなどの提出を明記し、2026年4月以降に業務が開始となる2026年1月上旬の告示案件から適用するよう準備を進めているとの答弁がありました。

既に1月上旬に告示した8件の清掃業者の入札参加資格の確認において、納入状況のチェックを行ったと聞いていますが、入札告示の直後に未納分を慌てて納付し、形式上だけ要件を満たして参加してくる事案が懸念されます。

そこで質問ですが、告示前後の1回限りの確認では継続的な納付状況を把握するには不十分と考えますが、札幌市として具体的にどのような方法で実効性のある納付確認を行っているのか、見解を伺います。

●中西管財部長　役務3業種の社会保険料の納付確認についてお答えをいたします。

入札参加資格の厳格化と履行品質の確保を図るため、令和8年1月の告示案件から、入札時に領収書等の提出を求める運用としたところでございます。

具体的には、まず労災保険、雇用保険といった労働保険料につきましては、直近3期分の納付状況を確認してございます。また、事業者と従業員が保険料を折半する健康保険、厚生年金、介護保険といった被用者保険料については、直近3か月分の納付状況を確認してございます。これらの運用については、委員ご指摘の告示直前の駆け込み納付を防ぎ、過去から継続した適正な納付を確認して実効性を担保しつつ、一方で、業界団体から要望のあった事務負担の軽減ですとか手続の簡素化にも配慮して、バランスを考慮して設定したと

ころでございます。

なお、1月からの運用開始後の案件では、全ての落札者が適正な納付を完了していることを確認したところでございます。今後とも、法令を遵守する健全な事業者が適正に評価されるよう、公平・公正な入札制度の構築に努めてまいります。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて次の質問に移ります。

電子契約の導入につきましては、この間も、建設業の皆さんは、技術者だけでなく、事務職の皆さんの採用、応募も極めて難しい状況の中で、これまで電子契約を導入していない場合には、入札の落札が決まってから竣工までの間に少なくとも6回から7回、札幌市に資料を持ってこなければならない、そうした状況を改善するためには大きな効果があると思いますし、評価したいと思います。

さらに、役務3業種の関係でありますけれども、これもこの間の議会の中で指摘しましたように、会社を退職もしくは転職した際に、就職した先または保険事務所などから、あなたの保険の加入期間はこれだけであって、例えば年金ですとか、満額のものにはならないということが知らされて、本人も改めて驚愕するという状況があることを指摘しましたので、ぜひこの制度をさらによりよく発展していただきたいというふうに思います。

次は、2項目めの、札幌市が発注する工事の設計変更についてです。

最初の質問は、札幌市工事施行規程の見直しについてです。

工事における設計変更については、当初に発注した工事の設計と数量や施工方法などが変わるため、基本的に請負金額や工事期間などの変更が必要となることが多いのですが、中には正式な工事の一時中止などの措置を取らずに現場を一時中断して変更内容を検討しているケースがあり、その間の現場の重機や仮設材、ガードマンなどといった必要な経費が適切に計上されていない実態につ

いて、これまでも議会の場合などを通じて取り上げてきました。

札幌市請負工事設計変更等ガイドラインでは、設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度遅滞なく行うものとする旨と記載されているとともに、発注者は工事の施行を中止または一時中止させた場合において必要があると認められるときは、請負代金額または工期を変更し、中止に伴う増加費用を負担しなければならないと定められているにもかかわらず、必要な経費が適切に計上されていない実態を多数耳にしています。

その要因が、札幌市工事施行規程の第22条に、「工事主任は、工事の施行中において、設計変更、工期変更その他契約書又は施行伺をもって定めた事項の変更を行う場合にあっては、契約内容の変更の手続を終えた後でなければ、請負人に施行させることができない」との記載があり、札幌市請負工事設計変更等ガイドラインの記載内容の整合性が取れていないことが要因であることについて、2025年の決算特別委員会で取り上げました。

これに対して中西管財部長からは、設計変更の必要が生じた際の工事の施行について定めている現行の札幌市工事施行規程の第22条の規定に明確でない部分があるため、設計変更などの取扱いの明確化に向けて年度内に規程を改正するよう検討するとの答弁がありました。

そこで質問ですが、現在、早期発注工事の入札が多数進められていますが、札幌市工事施行規程は、いつどのような内容に見直されるのか、伺いたいと思います。

●中西管財部長 札幌市工事施行規程の見直しの実施時期とその内容についてお答えいたします。

本年4月1日からの施行に向け、年度内の改正の準備を行っているところでございます。

設計変更の取扱いに関する改正の内容としましては、契約変更後でなければ請負人に施行させることができない内容を明らかにするとともに、設計変更等に関して工事の中止を通知した場合の措

置として、工事主任が中止に伴う増加費用や工期変更の要否を確認する旨を規定することとしております。

●ふじわら広昭委員 従来の工事規程よりも具体的な内容が表現されているので一定の評価をしたいというふうに思います。

この問題について、2025年度決算特別委員会において、受注者の施工の円滑化や効率化を目的として策定されたはずの設計変更ガイドラインについて、協議や指示といった重要な取扱いが誤った理解により口頭で行われるなど、適切に運用されていないことを指摘したところ、発注部局である水道局の堀内給水部長からは、設計変更への理解を深め適切な運用を徹底するとともに、受注者と発注者が対等な立場で今まで以上に協議しやすい環境づくりにも努めていくとの答弁がありました。

また、設計変更等ガイドラインとその対応方法について早急に見直しを図ることを求めたところ、高桑工事管理室長から、年度内にも設計変更等ガイドラインが適切に理解され運用されるよう見直しを行うといった趣旨の答弁がありました。

そこで質問ですが、札幌市請負工事設計変更等ガイドラインの見直しに当たっての基本的なポイントについて伺います。

また、具体的にどのような点が見直されるのかについても併せて伺います。

●高桑工事管理室長 設計変更等ガイドライン見直しに当たっての基本的なポイントについてと、具体的にどのような点が見直されたのかについてお答えをいたします。

まず、基本的なポイントについてですが、施工部局への実態調査から、本来書面で行うべき指示が口頭であったことによって、設計変更や、工事の中止に関わる受注者への指示が曖昧となり、中止による現場への影響に関して受発注者間の認識にそごが生じていたことが課題と認識したところでございます。

そのため、今回のガイドラインの見直しでは、

書面による指示、協議の徹底を目的として施工協議簿の様式を見直したほか、工事の一時中止に係る手続の円滑化を目的として記述内容の充実化を図ったところでございます。

次に、具体的な見直し内容についてですが、大きく3点ございます。

1点目として、施工協議簿の様式に事前着手の可否、あるいは工事の一時中止の有無、これらに係るチェック欄を設けて、設計変更の協議の都度、工事の中止に関して受発注者間の認識にそごが生じないようにしたところでございます。

2点目として、工事の一時中止に係る記述について、これらを新たに章立てして際立たせ、受発注者の双方の義務や役割、そういった重要事項を明確に記述し、手続が遺漏なく円滑に行われるよう見直したところでございます。

3点目として、ガイドライン全般の記述内容をより明確化するため、契約約款の条文に基づき、義務的規定に関する記述、表記を見直すとともに、重要な記述については赤太字で表記することといたしました。

●ふじわら広昭委員 この間、議会の中で指摘してきたような項目が具体的に改善されるに至ったと理解しているところでございます。

次は、設計変更に伴う工事の一時中止などの扱いに当たっては、必要な経費をもらえずに竣工したという声を数多く聞いております。

私の昨年秋の決算特別委員会のこのやり取りをインターネットで見た業者の皆さんから、何社もそういう相談がありました。ここでは時間ありませんのであえて取り上げませんけれども、こうしたことは工事本体の変更と違い、現場を一時的に保全しておくための費用であるため、昔から慣習であった請負業者の請け負け的な観点から、これまで必要な経費として計上されずに運用してきたものと思われます。受注者から請求がなかったから設計変更しないとするのではなく、発注者が適正に判断し、必要な措置を講じるべきでありま

す。

そういった面から、今回ガイドラインが見直されることに期待が寄せられていますが、全ての発注者が正しく理解することはもとより、受注者である業界側に対しても、見直された内容や見直しのポイントといったものをしっかりと浸透させ、理解を深める必要があります。

そこで質問ですが、札幌市請負工事設計変更等ガイドラインの見直し内容について発注者内部の研修及び業界への浸透に向けどのように取り組むのか、伺います。

また、ガイドラインの逐条解説書を早急に作成し、発注者の研修会などに活用すべきと思いますが、併せて伺います。

●高桑工事管理室長 施工部局の研修や業界への浸透に向けた取組についてと、ガイドラインの逐条解説書の作成と研修会での活用についてお答えいたします。

施工部局の研修、業界への浸透に向けた取組として、施工部局に対しては、工事管理室から見直し内容の周知を依頼するとともに、新任工事主任研修などの内部研修を実施してまいりたいと考えてございます。また、業界団体に対しては、見直し内容についてホームページでお知らせするほか、業界団体との意見交換会などの様々な機会を捉え、周知に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、逐条解説書の作成と研修会での活用についてですが、今回のガイドライン改定においては、現行のものから基本的な考え方や手続の流れは変更ございませんが、より適正な運用が図られるよう適宜解説を追記するなどの内容の充実化を行ったところでございます。そのため、まずは今回改定したガイドラインに基づき、施工部局や業界団体に対して内容を周知していきたいと考えてございます。

今後についてですが、ガイドラインでは対応できないような個別の課題が発生した場合には、受発注者の対応事例を蓄積し、発注者の研修会等で

活用していくことなども検討してまいりたいと考えてございます。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて次の質問に移りたいと思います。

室長の答弁では、新任の異動で来られた方に対する研修会などをしっかり行っていきたいということでもありますけれども、問題は、現在配置されている皆さんが誤解したり、そういう解釈でやっているわけでもありますので、ぜひとも、異動で来られた以外の方も、趣旨はお分かりだと思えますけれども、全員に対してしっかりとした研修を行っていただきたいというふうに思います。

こうした建設業の皆さんについては、災害時の復旧などでも活躍するわけでありまして、地域の守り手として市民生活や社会経済活動を支える重要な存在であります。このため、我が会派としては、地元の建設業が経営環境の悪化で倒産や廃業するといった事態を招かないよう、議会などの場を通じて札幌市にこの対応を求めてきたところであります。人口が集中する都市が多い札幌市の工事では、当初の設計と施工条件などが変わることが多く、設計変更が避けて通れないものと言えるため、受注者が負担を被るといった事態を招かないことが重要であり、今回の札幌市工事施行規程や札幌市請負工事設計変更等ガイドラインが見直されることは非常に意義があると言えます。

今後は、これらが適切に運用されるよう発注者側と受注者側に対してしっかりと周知や説明を行っていくとともに、運用面で問題が生じた場合など、必要に応じて適宜内容を見直していくことを強く求めます。また、建設工事における発注者と受注者の関係については請負業者の請け負け的な慣習があり、北海道開発局などでは改善に向けて取組が進められていますが、札幌市ではそうした慣習がまだ残っているのではないかと感じています。受注者が増額変更の話を言ってこなければ費用は見ないといった考え方ではなく、常に発注者と受注者が対等な立場で協議し、発注者は、工事

の一時中止を含め設計変更に伴う必要な費用を負担しなければならないといった視点で対応していくことを強く求めておきます。

次は、3項目めの、入札における見積期間についてでございます。

最初の質問は、適用工種についてです。初めは、入札における見積期間の延長について伺います。

このことについては、これまでの経過をお話しますと、各会派に毎年、札幌建設業協会から、土木、建築に係る建設業の抱える課題などに対応するため新年度要望が出されており、この見積期間の延長に関しては3年前から要望が上がっています。昨年12月の建設関連業界紙によりますと、札幌市は入札見積期間の延長について、新年度から予定価格5,000万円以上はこれまでの2週間から4週間に延長する。また、予定価格5,000万円未満は3週間とする回答をしたとの報道であります。私ども会派でも、以前からこうした要望を受けて、建設業界の皆様、この見積期間の扱いは、建設業界には土木系と建築系など様々な業種や団体があり、おのおので事情に違いがあるので慎重に取り扱うよう申し上げてきました。札幌建設業協会からの要望としては、積算に一定の調査時間を必要とする入札案件について、適切な入札見積期間、4週間程度を確保していただきたいとのことでもあります。

そこで確認の意味で質問ですが、積算に一定の時間を要する入札案件と限定した要望内容であったと理解していましたが、今回の見直しの判断についてはどのような工種に適用する考えなのか、伺いたいと思います。

●中西管財部長 今回の見直しを適用する工種についてお答えをさせていただきます。

今回の見直しは、働き方改革に対応するとともに、建設業の処遇改善などの取組により担い手を確保し、建設業を持続可能なものとするための建設業法等の改正に対応するものであり、工種を問わず適用する予定でございます。

●ふじわら広昭委員 全ての工種で一律に見積期間の延長を行うとの答弁であったかというふうに思いますけれども、大事な事柄である土木系か建築系なのかという企業の実態をきちんと調査もせずに判断したものと言わざるを得ません。

今回の見積期間の見直しについては、札幌建設業界の中での建築系企業からの要望であると聞いております。そもそも当該団体の加盟の土木系企業は、そのように一律に実施してほしいという要望とは捉えていないとのことでもあります。この見積期間については、私が建築部局に確認したところでは、建築系の工事では積算の歩掛りが公になっていない見積りによる工種が多いので積算に時間がかかるとの理由から、現在も一部の工事で試行的に見積期間を延長しているとのことでありました。

一方で、土木系の工事については積算の歩掛りがほとんど公になっているとともに、企業に確認したところでも、昨今は入札競争の激化により短期間での積算が求められることから、積算ソフトを使用し、さらに積算技術の向上も相まって、積算に要する日数は、一般的な土木系工事の場合、半日から1日程度であるということでもあります。さらに、発注件数についても、土木、下水、舗装工事では年間約500件を超える工事が発注されていますけれども、建築、電気、管工事では年間250件を超える程度であるとともに、1工事当たりの平均入札参加企業数についても、土木、下水、舗装工事が十数社の参加であるのに対して、建築、電気、管工事は5社前後といったように、発注件数や参加企業数を見ても、土木系と建築系では大きく事情が異なります。

そこで質問ですが、土木系と建築系の積算の実態は、今申し上げたように違いが明らかであります。そもそも、こうした積算の実態に違いがあることをどのように認識してきたのか、伺いたいと思います。

●中西管財部長 土木系と建築系の積算の実態

の違いの認識についてでございます。

積算に要する日数につきましては、土木系よりも建築系のほうが、より長期間を要する実態にあることは認識してございます。

●ふじわら広昭委員 要するに、一般競争入札が多い札幌市の発注工事において、発注件数や参加企業数が多くて競争が激しい、実質の施工期間も短い土木系の工事では、告示される工事に次々と応札して受注にこぎ着け技術者や下請などの施工体制を確定しなければ、受注に向けた競争についていけず、経営の悪化につながるわけでありませう。また、土木系の業種については、冬期間の施工が困難であり、積雪時期の前に工事を終えなければならぬので、極力早く発注してほしいというのが総意であります。

このため、これまで我が会派では早期発注の拡大を要望してきており、札幌市がこれを反映する見直しを図ってきていることは、各企業にとって、人員の配置や下請を含めた施工体制の確保などがスムーズに進められるとともに、フレックス工期と相まって、工程管理にもゆとりが持てることや、事故防止の面も含め、業界から高く評価されております。

しかし、今回の見積期間の延長の見直しは、土木系の業種がこれまで札幌市に要望し、改善が図られてきた取組とは全く逆行する取組であります。建設業界の団体の一つである札幌建設業協会から要望があったのは事実として、私はこれまでも、建設業界でも業種により各団体がありますので、管財部に今回の見積期間の延長などのように業界に影響を及ぼすような内容については、各団体などに慎重かつ丁寧に説明するとともに、課題などについても十分協議するべきと求めてきたところでもあります。

そこで質問ですが、今回の見積期間の見直しについては、各団体に対し実態把握や協議をいつの時点で行ったのか、伺います。

また、見直しに伴う課題はどのようなもので

あったか、併せて伺います。

●中西管財部長 各団体に対する実態把握や協議の実施時期及び見直しに伴う課題についてお答えいたします。

札幌建設業協会からは、令和3年から見積期間の延長について要望を受けていたところでございますが、今回の見直しに当たっては、札幌建設業協会を含む各団体に対する実態把握や協議は特段行っておりません。また、見直しに伴う課題については特段ないものと認識してございます。

●ふじわら広昭委員 全く業界のことを考えていないですね。一方的なやり方だというふうに私は思います。

以前の市況連動型のときにも、十分な説明をせずに実施して、すぐ業界からやめてほしいという要望が札幌市に上がって、札幌市もメンツがあるからすぐやめるわけにもいかないもので、3年間試行ということで実施して、これをやめたわけですよ。私もその際に議会で取り上げて、制度設計を変える場合には事前に十分に業界との意見交換を行って合意を得るようにすべきだということ指摘したわけでありませう。にもかかわらず、今の部長の答弁では、こうした業界の経営存続にも影響を大きく与えるものに対して、全く事前の意向調査などをしていないと、札幌建設業協会から見積期間を延長してほしいと、そういうものがあつたから行ったというふうな答弁にも聞こえるわけでありませう。

土木系企業の団体としましては、札幌市土木事業協会、札幌市中小企業建設業協会などがありますが、私の聞き取りにおいても各団体は全く寝耳に水の話で、幾ら札幌市の方針だと言われても、企業の経営に関わることで、とても理解できるものではないとのことでありませう。今回の見積期間の見直しは、全く実態や協議もされず課題が山積する中、見切り発車的な判断によるものと言わざるを得ませう。土木や舗装などの業種で200社を超える企業が札幌市の道路維持除雪業務の企業体

の構成員であり、多くの技術者のほか、運転手や作業員が従事しております。土木、舗装などの業種は全く見積期間の延長を望んでおらず、工事の見積期間が延長されれば、仮に幾ら告示期間の前倒しを実施しても受注決定まで時間がかかるのは明らかであり、むしろ告示期間を早めることができるのであれば、見積期間を延ばさず、できるだけ早く入札を実施すべきであります。受注できるかどうか分からない中で、さらに2週間もの待機状況が発生し、その間、技術者などの配置は決まらず、さらに、工事が除雪期間と重複するおそれが生じ、下請を含め、道路維持除雪業務に従事する企業にとっては大きなデメリットばかりであります。札幌市内の公共工事を担う受注企業の多くは、限られた技術者、一般的には多くて四、五名程度であり、見積期間が2週間から4週間に延長になりますと、一般競争入札では、ほとんど金額によるくじ引入札の実態からしますと、受注確定の日数が延びるばかりで、この延長による4週間の空白期間で確実に受注できる担保もない上、さらに次の入札機会でも同じように確定日が延長となり、技術者配置や下請業者などの雇用をはじめ、影響は計り知れません。さらに、ほかの発注機関、北海道開発局や北海道への入札参加が滞り、経営の悪化につながることは明らかであります。

そこで質問ですが、見積期間が2週間から4週間に延長となるこの空白期間の損失は非常に大きいと考えますが、受注確定日延長となる損失と入札機会の損失などの企業の損失についての影響をどのように考えているのか、伺いたいと思います。

●中西管財部長 今回の見直しに伴う企業の損失についてお答えいたします。

今回の見直しは、入札以降のスケジュールを変更するものではなく、告示の時期を早めることにより適正な入札見積期間を確保しようとするものであり、企業の損失は特段生じないものと認識しております。

●ふじわら広昭委員 皆さん方は事務的な仕事をしているから、一部管理室の方は技術者の方もいらっしゃるかもしれませんが、実際に、先ほどの質問する前のときにも申し上げましたけれども、今まで2週間のものが、5,000万円未満では1週間延ばして3週間、5,000万円以上は2週間延ばして4週間、そういう日程設定で、いわゆる入札の決定は変わらない、なぜならば発注部局の準備を早めているからという説明でありますけれども、そこは、やはり事務的な作業をしている皆さんと、そうした技術系の仕事をされている皆さんと、また仕事を受注している皆さんの中では全く考え方が違っており、それは先ほども指摘したとおり、部長の答弁もありましたように、事前に業界にきちっとした丁寧な説明をしていないところにそうした回答が出てくるというふうに私は言わざるを得ないわけであります。

次の質問に移りますけれども、昨今の建設業を取り巻く環境は、急激な資材の高騰や人材の確保のさらなる困難化が続いているため、さらに工事受注競争が激化する中で、各企業は効率化を図りながら1日でも早く工事を完了させるため、工事期間を短縮するなど、現場経費を少しでも削減し、利益を生み出す努力をしているわけであります。先ほども申し上げましたけれども、この2週間の待機期間の延長は、あまりにも企業への影響が大き過ぎて、幾ら告示を前倒ししても、そのことは全く解決するわけでもありません。これまでより、1件の工事案件に対し2週間ずつ延びて受注が決定しなければ、倍々のように空白時間は増えるばかりで、現状、限られた技術者をやりくりしながら入札参加を予定してきた案件までも参加する機会を失うことになるなど、今回の見直しは企業の存続ができるかどうかにもまで影響を与えることになるわけであります。こうした空白期間が生じるような見直しは、その影響度合いを十分考慮し、判断しなければならないと考えます。

そこで質問ですが、見積期間の見直しについ

ては一律で実施するのではなく、建築系の工種のように、一定の調査時間を要する入札案件については実情に合った取組を行うこととし、土木系の事業については、企業が置かれている実態やその影響、除雪体制などを踏まえて現行の見積期間とすべきと考えますがいかがか、伺います。

●中西管財部長 土木系の工事について、現行の見積期間とすべきとの考え方についてお答えさせていただきます。

今回の見直しは、建設業法等の改正にも対応するものでございます。昨年12月に全面施行されました建設業法等の改正法は、受注者に対する不当に低い請負代金による契約締結の禁止や、労務費、材料費など通常必要と認められる経費を著しく下回る見積りや、見積依頼の禁止などがその内容となっております。また、国の中央建設業審議会から勧告された労務費に関する基準は、技能者の処遇改善により建設業を持続可能とするため、発注者から再下請までの全ての取引段階における請負契約において適正な労務費が確保されることを目的としているところでございます。

これらの取組を実効性のあるものとするためには、再下請を含む全ての受注希望者における見積り落とし等の問題が生じないための検討や請負代金の額の計算など、契約締結に関する判断を適切に行うことが可能となるよう、国からも必要かつ十分な見積期間を確保することが求められているところでございます。

また、これらに関連する取組として、入札金額の内訳の労務費が工事の施行に必要とされる金額を満たしているかどうかを調査する労務費ダンピング調査について本市でも令和8年度中に開始する予定であり、そのためにも必要かつ十分な入札見積期間を確保する必要があると考えております。

本市の見積期間は北海道や他の政令市と比べても短いことを踏まえまして、今回の見直しにおいては、建設業法施行令に規定されている原則的

な見積期間を、土日祝日等を除く、いわゆる営業日ベースで確保できるようにするものであり、このことは土木系、営繕系を問わず最低限必要な取組であると認識しているところでありますので、工種は問わずに実施したいと考えております。

●ふじわら広昭委員 本件の再質問をいたしますけれども、先ほど質疑の中で部長は、この案件についての事前の業界の説明はしていないということでありましたけれども、今後もしる必要がないのか、まず1点目にお伺いしたいと思います。

2点目は、部長の答弁の中で法改正の中のことが幾つか取り上げられておりました。その中で、例えば法改正の中で、入札金額の内訳書、材料費、労務費や法定福利の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費を提出するものが求められているわけですが、そうした趣旨を含めて答弁されたと思うんですけども、では、この内訳書を算出するにはどのくらいの日数がかかると判断したのか、伺いたいと思います。

また、関連質問でありますけれども、実態調査を省略して入契法改正による適正な見積期間となるよう判断したという答弁の趣旨があったわけでありまして、建設業法施行令第6条で規定する、最低限確保すべき見積期間にかかわらず、受注予定者において請負代金の額の計算を行うことが可能となるようあらかじめ契約の内容となるべき重要な事項を提示し、適正な見積期間を設けることと、これまでと同様の記載が法改正の文書の中に示されているわけであり、今回の入契法改正に伴う見積期間を延長する理由に私は全く当たらないというふうに思うわけでありまして、この点をどう考えるのか。

また、部長は明確に言わなかったけれども、この法改正の中では、国がいわゆる建設Gメンなどを実行して、こうした見積書が適正なものかどうか判断するというようなことが示されているわけでありまして、そうしたことをオブラートに包んで答弁したんだというふうに思うわけでありま

すけれども、これらの確認事項として、1点目には、この建設Gメンや許可行政庁の取扱いを基本的にどのように考えているのか、伺います。

2点目は、当初見積りと最終見積記載の労務日単価の標準的な値と比べて著しく下回っている場合と記載が国の法改正の中にあるわけでありすけれども、これは、どの程度の金額に差が生じた場合に違法性があるというようなことについて国土交通省などに札幌市は確認しているのか伺いたいと思いますし、最後3点目は、今回の見積延長期間とすることは明らかに後づけの理由であって、入契法の実施に伴うものであれば、まず基本的な考え方、運用方法、確認方法、見積書の制度などをまず検討することが重要であり、見積期間延長のみ先行するものではないと考えるわけでありすけれども、以上についてどのように考えているのか、伺いたいと思います。

●中西管財部長　まず業界団体の説明につきましては、今後も必要に応じて対応していく予定でございます。あと、入札見積内訳の積算についてですが、明確な積算日数は存じておりませんが、下請業者も含めると、少なくとも2週間、3週間はかかるものと認識しております。

●ふじわら広昭委員　Gメンとか、法改正の中で見積期間を延長すべきだと、見直すべきだとは法改正の中に1行も書かれていない、現行の従来からある法律の文脈になっているわけでありすけれども、これをどう理解するのかということを伺ったわけでありすけれども。

●中西管財部長　失礼いたしました。

必要な見積期間ということですので、札幌市としては2週間から4週間ということで考えてございます。

●ふじわら広昭委員　全く答弁になっていないですよね。それはなぜかという、業界と事前の説明をしてご意見を伺っていないから、そういう考え方になるわけでありす。うわさに聞くとところによると、某協会には3月11日頃にそちらのほ

うから説明に行くということでありすけれども、私は、それでは遅いということを市況連動型の取扱いのところから言ってきたわけでありす。制度を提案するのはそちらでありすけれども、やはり制度改正に伴って協力いただいている建設業の皆さんと十分に意見交換して、そしてある程度の合意点を見いだしたところで実施するのであれば私はいいと思いますけれども、再びまたこれを取り下げてほしいと、やめてほしいとの要望があれば、行政の責任としては免れないものがあるとは思うわけでありすけれども、この点についてどう思うか、改めて確認したいと思います。

●中西管財部長　今後についても必要な検討はしていきたいと考えております。

●ふじわら広昭委員　これ以上、この質問はしませんが、この関係についてはしませんが、全く業界の意見を聞いていないためにそうした紋切り型の答弁にしかならない、このことを強く指摘しておきたいというふうに思います。

これまでも、財政局の入札契約などについては様々な見直しが行われてきたわけでありすけれども、私が今申し上げたような業界に影響を及ぼす内容については、札幌市が一方的に行うのではなく、各関連団体などに慎重かつ丁寧に説明するとともに、課題などについても十分に協議していただきたいと要望を申し上げてきたところでありす。

しかしながら、これまでの財政局の入札などの見直しにおいても、先ほど申し上げたように、市況連動型失格判断基準を試行導入しましたけれども、この際も通知を行っただけでちゃんと説明がなされず企業に先行きの不安を感じさせました。その後、業界からの中止要望が出されることにより、結果、3年間の試行でこの手法は終了となりました。

私は、様々な提案や見直しを否定するものではありませんけれども、やはり現場の声や企業の実態を十分に把握して検討を行い、施策を行うべき

だと思います。

この案件について、副市長に除雪関連事業などについての意味合いから質問したいと思います。今冬、札幌市には幾度となく大雪が直撃し、市内の交通が麻痺状態となるなど、市民生活に大きな影響が生じることになりました。市長は1月26日、大雪時の対応方針で最高レベルのフェーズ3を指示するとともに、今冬についてパートナーシップ排雪を中止し、生活道路の排雪は札幌市が全域で行うとしました。これらの除雪作業を担うのは、言うまでもなく、夏冬を通して道路維持除雪業務を担う土木経営企業、約200社であり、高齢化に伴う人員の減少や企業経営の厳しい状況で設備投資も難しい中、技術者や作業員、オペレーター、機械、ダンプトラックなどを適切な時期にきちんと確保されなければならず、今後も何よりも確実な施工が可能となるよう、雪に強い除雪体制を構築しなければならないものと考えております。このためには、これらのしっかりとした見通しや担保がなければ今後の安定した除雪体制を確保することはできないわけであります。見直し期間が2週間、延長が業界に与える影響は極めて大きいことから、今回のような企業経営や必要な体制の確保にも影響が及ぶような見直しを一方的に進められるのであれば、企業は疲弊して除雪事業そのものへの参加を懸念し、撤退の措置を取る企業も現れるのではないかと危惧しております。

大事なことは、こうした実態を十分に把握し、むしろ企業への影響に配慮し、いかに支援していくか、そして、将来にわたり除雪事業などに参加していただくような施策を展開していくことが何よりも必要であります。

そこで副市長への質問ですが、札幌市の今回の見直し期間の延長の見直しについては一部の団体から要望もあって判断されたかもしれませんが、これまで申し上げてきましたように、今回の一律に実施する見直しの影響は大きく、企業の存続、さらには札幌市の除雪体制の安定確保の根幹を揺

るがす事柄であります。改めて見直す考えはないのか、伺いたいと思います。

●加藤副市長 先ほどより管財部長が答弁しておりますとおり、今回の見直しは、告示を前倒しして、早めに告示をして行うものでございます。入札以降のスケジュールは変更しないということでございますから、札幌市の除雪体制への影響はないものと認識してございます。

加えまして、今回の入札見積期間の見直しでございますけれども、働き方改革を推進いたしまして、建設業を今後も持続可能なものとするための取組の一つでございます。

したがいまして、土木系、営繕系問わず必要な取組であると認識してございますので、工種を問わず併せて実施したいと考えているところでございます。

●ふじわら広昭委員 極めて残念な答弁でありましたけれども、やはり業界の実態をしっかりと受け止めていないからそうした方向性になってしまうということを強く指摘しておきたいというふうに思います。

次は、4項目めの、工事発注見通しの公表についてです。

最初の質問は、工事発注見通しの発信についてです。建設業者が、工事の発注計画や技術者の配置計画のほか下請業者の選定などを検討する際には、どのような工事が、いつどのような入札方式で発注されるかという情報を事前に得ることが極めて重要であります。

このため札幌市では、札幌市工事情報として、2か月ごとの工事発注見通しについて毎年3月下旬から翌年の1月下旬まで計6回公表しており、その内容は工事名、施工場所、入札及び契約方法、工期、入札時期、金額区分などであります。しかし、この発注見通しに掲載されている工事情報は次回の発注見通しまでの2か月間における入札予定の工事に関する情報であるため、企業が受注計画や技術者の配置計画を検討するに当たってより

長期なスパンでの発注見通しが必要であると考えます。特に、発注が始まる時期、1月から3月の11月から1月にかけて公表する発注見通しについては、翌年度に予定されている多くの発注工事情報が公表されれば、発注計画や技術者の配置計画、さらに、人員や建設資材の確保などに関する検討を行う上で極めて重要な情報となります。参考までに、ほかの公共機関における翌年度工事に関する情報の公表状況について調べてみたところ、北海道開発局の札幌開発建設部では、2024年12月と2025年1月の発注見通しにおいて、2025年度新規工事、早期発注分も含みますけれども、件数の約6割に関する情報を公表しております。同様に、北海道の札幌建設管理部においても、2024年12月と2025年1月及び2月の発注見通しにおいて、25年度新規工事の件数の約6割に関する情報を公表しております。

一方、札幌市においては、2025年度新規工事のうち、2024年11月と2025年1月の発注見通しで公表した割合は約2.5割であり、開発局の約6割、北海道の4割に比べて極めて低い数値となっております。技術者をはじめ、機材や人材などの確保について厳しさを増しているために、年間で受注計画や技術者の配置計画などを検討し整理していかなければ確保がままならない状況になっているため、業界からは、内容が変更となっても構わないのでもっと長期間の情報を公表してほしいとの声が寄せられております。

そこで、工事発注見通しの発信について2点質問いたします。

1点目は、工事発注見通しのうち、11月末公表分及び1月末公表分においては、翌年度に発注する予定している工事についてなるべく多くの件数を公表すべきと考えますがいかがか、伺います。

2点目は、工事発注見通しについて、現行の2か月ごとの発注見通しに加えて年間の発注見通しについても公表すべきと考えますがいかがか、伺いたいと思います。

●中西管財部長　まず、翌年度に発注を予定しておる工事の公表についてお答えいたします。

11月末及び1月末公表分については、当該年度の補正予算に基づく早期発注分を含めて可能な限りの案件を情報提供しているところであり、翌年度に発注を予定している工事については新年度予算案の公表後に公表することとしております。今後できるだけ多くの案件情報を公表できるよう関係部局にも働きかけてまいりたいと考えております。

次に、現行の2か月ごとの発注見通しに加えて年間の発注見通しを公表することについてでございます。

発注見通しの公表については、例年3月末に新年度の年間の予定を公表しているところでございます。令和8年度分の発注見通しについては、試行的な取組として、例年の3月末の公表に加えて3月上旬にも公表を予定しております。

なお、国においては令和8年度から、現行の2か月ごとの公表から3か月ごとの公表に変更するとの情報を得ておりますが、本市の発注見通しについては現行どおり2か月ごとの公表を維持する予定でございます。

●ふじわら広昭委員　再質問いたしますけれども、これまで3月下旬に公表していたものを3月上旬に公表するということは一定の評価ができるわけでありますけれども、この工事情報の公表の早期化や長期化を図るためには、予算の関係や工事費の積算精度など様々な課題があると思いますけれども、年間の発注見通しを早い段階で入手することは、技術者をはじめ、機材や人材などの確保、ひいては企業経営の安定化を図る上で重要な意味を持つと考えられます。情報の確実性に多少の難しさがあっても、年間の発注見通しを公表した上で、その情報に変更、中止があった場合は、2か月ごとの発注見通しの際に公表するのではなく、変更、中止を決定した時点で速やかに随時公表することで、業界にとって有効な情報発信にな

ると考えます。この観点から、私が2023年の予算特別委員会に質問したところ、当時の管財部長からは、一定の精度を持って示すためにはある程度の期間が必要なこと、また、ほかの発注機関とのバランスや利便性を考慮すると、2か月ごとに公表する現在の取扱いが妥当なものと考えているとの答弁がありましたが、一方で、今後も開発局や北海道の動向などを注視していくとの見解も示されたわけであります。

そこで、改めて質問いたしますけれども、年間の発注見通しの公表に加え、発注見通しに変更、中止があった場合は速やかに随時その修正内容を公表すべきと考えますがいかがか、伺います。

●中西管財部長 発注見通しの変更等の速やかな公表についてお答えいたします。

公表されている案件の情報に変更または中止があった場合については、2か月ごとに行う情報更新の際に修正を行っております。情報の更新には、工事担当部における更新作業に一定の期間を要することから引き続き現在の更新頻度で行っていきたくて考えておりますが、先ほどお答えした試行的な取組も含めまして、適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 ぜひ、発注見通しを3月上旬に明らかにするのであれば、部長の答弁の中にもありましたように、市長が1月下旬もしくは2月下旬に札幌市全体の予算を公表する際に、1年間の見通しとしてのやはり発注をこの時期に示すべきであり、また、発注部局との調整もありますけれども、ぜひとも工事の中止や変更などは、発注部局の中でもそんなに時間がかからないで分かるわけでありまして、ホームページなどに掲載する事務的な時間の問題だけだというふうに思いますので、ぜひともこうした取組が改善されるように強く求めておきたいと思います。

最後は、5項目めの、工事完了から工事代金の入金までの期間短縮についてです。

最初の質問は、現在の支払期間の根拠につい

てです。発注者が受注者から工事代金の入金を受ける種類としては、前払い金、中間前払い金、部分払い、完成払いなどがあります。その中でも支払額が大きいのは前払い金や完成払いであり、特に完成払いの流れは、現場の工事が完了した後、受注者が完了届を提出し、その後、工事管理室による竣工検査が行われ、これに合格すれば受注者から発注者への工事目的物の引渡し及び工事代金の請求書を提出し、その後、残りの工事代金が入金となります。また、受注元請企業は、関係する下請企業や資材などを扱う企業へ工事の支払いを行っており、資金が滞ることがないように、月ごとや工事終了後、速やかに支払いをしている状況にあります。この支払いについては、札幌市建設工事請負契約約款の、発注者は請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならないとの規程に基づいて行われております。

発注者と元請企業間における工事代金の支払期日について調べてみますと、原則として契約書における双方の合意で定められますけれども、建設業法では最長でも50日以内に定められており、契約書がない場合には20日以内に支払うことが必要であるとされております。

いずれにしても、下請業者などへの支払いを遅らせない観点から、できる限り早い期間で支払うことが重要とされております。

そこで、札幌市建設工事請負契約約款において、支払期日は請求から40日以内と定めておりますが、いつどのような根拠から決められたものなのか、伺いたいと思います。

●中西管財部長 現行の支払期日を定めた時期とその根拠についてお答えいたします。

札幌市建設工事請負契約約款に定める請負代金の支払期限に関する規程につきましては、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律に基づくものであり、少なくとも昭和49年度から現在の40日以内としているところでございます。

●ふじわら広昭委員 再質問いたしますけれど

も、工事代金の支払いについては、札幌市工事請負契約に関する基本方針のほか、年末などの札幌市からの通知文においても早期支払いに努めるよう記載があります。これは、下請業者などの資金繰りに影響させないとの配慮から、できる限り早期の支払いに努めることを促している通知であると理解しておりますけれども、しかしながら業界からは、現場の工事が完了してから工事完了届が提出されて竣工検査を受けるまでの期間が長い場合があるとか、工事代金の請求を提出してから入金されるまでの期間が40日近くになっている場合も多いとの声が寄せられております。建設業を取り巻く環境については、先ほども申し上げたような状況で、大変苦慮しているわけであります。

そこで質問ですが、厳しい経営環境の中で、資金繰りを含め課題を抱えている多くの受注者の負担軽減を図るとともに、下請業者保護の観点から、契約約款における工事代金の請求から入金までの40日以内の規程について短縮を図るよう見直すべきと考えますがいかがか、伺います。

●**中西管財部長** 請求から支払いまでの40日以内の期間の短縮についてお答えいたします。

請負代金の支払いについては、請求書受理後に各関係部局で行う支払い手続に一定の期間を要しておりまして、公金の支払い、支出事務を適正に行う必要があることから、期間の短縮を行うことは困難であると考えております。

●**ふじわら広昭委員** 要望を申し上げて質問を終わりますけれども、私も国土交通省に、この40日の支払いを、それぞれの自治体で35日もしくは30日という変更ができないのか見解を求めています。まだ国土交通省の見解が来ておりません。しかし、実際に札幌市の会計室では40日以内に支払う努力をされているわけであります。中でも35日とか、あるいは、早いものでは30日前後で払っているものもあるかと思えます。一番の問題は、発注部局での最終決裁に時間がかかっているところにも大きな問題がありますので、ぜひとも、国

土交通省の見解がどう出てくるかはまた次回の議会に取り上げたいと思いますけれども、当面できるのは、やはり発注部局が速やかに決裁を行って支払いを会計室に求めるような取組をしていくことが私は極めて重要だというふうに思うわけであります。

こうした建設業界、建設業者を取り巻く環境は厳しさを増しておりますので、できるだけ速やかに工事代金を支払うことは非常に重要であります。先ほども少し触れましたけれども、これは単に支払い事務にとどまらず、現場の工事が完了してから竣工検査を受けるまで長い期間が置かれている場合もあるというように発注部局の問題もあると聞いております。こうしたことが重なりますと、企業が想定していた完了日より延びることになり、結果、最後の支払い、約40%前後だと思えますけれども、完成払いの影響が生じ、下請など関連企業への資金繰りなどのために融資などを金融機関から受けなければならないケースが多々あると聞いております。当然、金利なども発生しますので、企業が工事で得た利益の低下を招かないよう、支払いなどの時間短縮を含め、契約部局、発注部局、支払い部局が一体となり改善が図られるよう取り組むことを強く要望して、質問を終わりたいと思います。

●**成田祐樹委員** 私からは、本市の財政と公共施設マネジメント計画について、関連して幾つか質問したいと思います。

これまで、政令市の中でも3番目から4番目に財政状況がよいと言われていた札幌市ですが、近年では、財政状況が苦しくなってきたという言葉を本市理事者側からよく耳にするようになったと感じております。その理由として考えられるのは、人件費や光熱費、物価の上昇といった影響もあるかとは思っておりますが、何よりも建築単価の上昇が大きく影響を及ぼしているのではないかと考えているところです。

特に、札幌市において他市と大きく違う点と

というのは、約50年前頃に急速にまちが広がったという特殊な事情でもあり、その当時、一斉に建てられた公共施設の更新が一気に始まることによって、その負担がこれまで立ててきた各種計画での想定よりも大きくなっているのではないかと考えているところです。

公マネ計画において、一般会計における事業費の見込みとして、2028年から2037年の間は事業費のピークを迎えるところでもあり、2028年からの5年間は1兆1,613億円、33年からの5年間もほぼ同様に、1兆1,454億円と試算されておりました。この改定があったのは2年前の令和6年度ですが、そこからさらなる変化によって起こっている建築単価の上昇及び長期金利の上昇を考えると、計画どおりの事業費で乗り切れるとは考えにくいのではないかと考えています。

ここでお伺いしますが、昨今の建築単価や金利の上昇を加味すると、2028年から37年の事業費試算はどのように変わると考えているか。

また、それによる市財政への影響をどのように考えているのか、見解をお聞かせください。

●白石財政部長 昨今の建築単価や金利の上昇を踏まえた札幌市財政の影響というお尋ねがございました。お答えさせていただきます。

委員がただいまご指摘の事業費につきましては、公共施設等を全て法定耐用年数の経過後に同じ規模で立て替えた場合の、いわゆる自然体の推計でございますが、長寿命化や複合化施設総量の適正化の取組を実施した場合の事業費につきましては、2023年度の建築単価で試算したところ、2028年から5年間で6,781億円と推計し、こちらを公共施設マネジメント計画においてお示ししているところでございます。

また、先月1月に公表いたしました札幌市の今後10年間の財政推計では、一部の事業を除いて、事業実施の是非や時期、または費用が未定ではございますが、2026年度の建築単価により試算して、2028年から5年間で9,514億円と推計したところ

でございます。

これは、公共施設マネジメント計画でお示した推計値よりも2,700億円程度悪化しております。今後の財政運営に悪影響を及ぼしますことから、さらなる取組によって市有施設の総量を抑制して財源を集中するなど、公共施設マネジメントを推し進めてまいる考えであります。

●成田祐樹委員 この先2,700億円悪化ということで、まずそもそもは、文字の中で自然体という話がありましたけど、市全体ではなくて、自然に体と書いて自然体と、そのまんまの状況だったら1兆1,600億円ぐらいだったけれど、それを総量抑制したら6,800億円ぐらいだった。でも、さらに今、見直しをかけたら9,500億円になったと、大体1.4倍ぐらいですね。そのぐらい、かなり大きな変化で負担が出ていると。見直したにもかかわらず、さらにまた重たい、建築単価の上昇と金利等々を含めた状況になってきたということで、かなりこれ、ピークを避けるために事業をならすような計画を立てたと思うんですけど、それでもやはり大きく上振れしてしまったということだと思うんです。正直、ここまで状況変化が起きてしまうと、将来的には計画していた以上に更新がかかってしまう施設、もしくは更新を諦めて統廃合をする施設というのが札幌にも複数出てくるというふうに思っております。それ自体は、人口減少の折、やむを得ないと思っておりますが、一方で、どの公共施設を更新する必要性が高くなるのか、優先順位をつけていく必要があると考えております。戦略なき撤退は、まちを衰退させることにつながりかねません。本市の計画においては、更新の優先順位等についての記載はあまりなく、その点については明確ではないと受け止めております。なので、建物が古くて耐用年数を超過していても何とか使えるものもあれば、建物の状況によっては大きく影響が出てくる建物もあると思われれます。いわゆる我慢して使っていける建物と、そうではない建物があると思っております。

ここで伺いますが、今後、限られた財源の中で更新を優先していくのはどのような施設からになるのか、市の見解をお聞かせ願いたいと思います。

●白石財政部長 限られた財源の中で更新をどのように優先していくのかというようなお尋ねでございました。

今後の厳しい財政状況を踏まえますと、コスト低減につながる施設の長寿命化、複合化などの取組を一層進めることに加えまして、真に行政が担い続けるべき施設の役割や規模を検討して、限られた財源を集中することを重点方針として取組を進めていく必要があると認識してございます。

具体的には、民間事業者の参入や類似施設の整備などによって設置意義が薄れてきたものですか、利用者の減少などによって費用対効果が低下したものなどにつきましては、廃止、停止も含めた見直しの検討を行って、真に行政が維持すべき施設に財源を集中して、施設の建築年数や老朽化度合いなども考慮いたしまして、着実に更新を進めていく考えでございます。

●成田祐樹委員 今お答えいただいたように、民間でも建設できるもの、そうではないものといったように、いろいろと分かれていくとは思うんですね。そのような中で、今後大きな事業としては、市役所、市立病院、MICE施設と、これらに関しては確実に総事業費が500億円を超えるもの、これが三つあるというふうに思っております。

その中で、市役所建て替えは当然、民間に市役所を託すということにはなりませんから、市が建て替える、もしくは大きなものを建ててそれを借りるという方法もあるかもしれませんが、いずれにせよ、市役所が主体にならなければならない。市立病院も、現状は民間に移譲するという状況ではありませんから、これも市が建て替える。MICEは、すみません、どちらでもできるのかなと思っています。

そのような状況の中で、大きな金額になる建

物の建て替えについて、方向性がはっきりしていないのではないかなと受け止めているところです。

特にこの公マネ計画については、市立病院に関する記載がほとんどないんです。同じ地方公営企業で水道はありますが、市立病院に触れられているところがほぼないのが私的には少し引かかるわけです。

市立札幌病院は1995年に竣工し、今は築31年となりました。公立病院の法定耐用年数が39年なのを考えると、あと8年。これは長いようで、かなり短いと受け止めております。病院の計画を考えて、基本設計、実施設計、竣工まで、最低でも四、五年近くはかかると思っております。しかも、現状で考えられる600床で建て替えるとして、1床当たり1億円、600億円かかるとちょっと前まで言われていたのが、最近だと600床でも1,000億円近くなるという試算を、総務省公立病院の経営に関わる委員をされている城西大学の伊関教授がつい先月、話をされておりました。少なくとも札幌市の公共施設においては、ここ近年で最も高額な建て替え事案になることには間違いないと思っ

ているんです。であるからこそ、札幌市の公共施設の中での優先順位を含めて議論していかなければならないと思っているわけでございます。そして、この市立病院というのが他の公共施設と大きく違うのは、病院経営というのがセットになっており、病院の経営は病院の建物の形状などによって診療報酬が変わるので、大きく収支に影響が出ます。例えば市立札幌病院のケースでいうと、総合母子周産期医療センターとしての環境が十分に整っていないことで、小児科の診療報酬では一番高い加算が取れていなかったりします。他の公共施設と違い、改定が常にある診療報酬という生ものを常時相手にしなければならないわけですから、時代に合った病院を適切なタイミングで建て替えなければ、多額の赤字が生じて市財政本体からの繰り出しが生じるということになりかねませんし、全国でも多数、そういう事例が出ています。つい先

週には、市立室蘭病院が閉院と統合を打ち出しました。500名近い職員が免職になるという、かなりショッキングというか、衝撃が強い形での製鉄室蘭病院との統合になりそうですが、将来の方向性を見通せない病院を所持し続けていると、このようなことも十分に起こり得ると思っております。市立室蘭病院で年間26億円ぐらい一般会計から繰り出しをしていた。これ、病院って結構、規模によってはその額が大きくなりますし、市立札幌だと、少し経営が悪くなってそのままドクターがいなくなってなんて話になってくると、年間、本当30億から50億、特別交付税の基準外の繰り出しを除いても、年間でそのぐらいの金額は入ってもおかしくない。そのぐらいまで状況が悪化することが考えられます。そういったことを考えると、単純にこれ、病院は維持していけば同じだけの何か収支でいくというものではなくて、悪化するということは十分考えられるんですね。また、ほかの市の公マネ計画を見ますと、公共施設が生み出す経済性についても触れられているところも見受けられており、収入等の状況に応じて建て替えの検討をするなど、計画に関与する項目の一つとして挙げられているところもあります。このように考えると、計画上、市立病院の立ち位置が不明瞭なのは少し疑問が残るところです。

ここでお伺いしますが、公マネ計画上において市立病院に関してはどのように考えているのか、見解をお聞かせ願いたいと思います。

●白石財政部長 公共施設マネジメント計画におきまして、市立病院に関してはどのように考えているのかというようなお尋ねでございましたが、公共施設マネジメント計画におきましては、市立札幌病院についても他の施設と同様に、例えば長寿命化を図るなど、費用総額の縮減、平準化を目指して、維持管理、修繕、更新等については計画的に実施し、施設の更新に当たっては、複合化や合築について検討するなどの基本方針に沿って管理すべきものと定めておりますが、その内容、具

体的な内容につきましては、個別計画で定めるところでございます。

個別計画といたしましては、現在策定中の市立札幌病院中期経営計画2025（案）におきまして、まず市立札幌病院の担うべき役割を踏まえて、機能強化の方向性、病院再整備手法について検討する。次に、再整備の実施時期については、診療報酬の動向や当院の経営改善の進捗状況、今後の物価高騰の影響なども踏まえて判断するとされておりまして、病院局において引き続き検討されるものと認識しております。

●成田祐樹委員 最後、要望というか、話になってしまいますけれど、今お答えいただいたように、病院局のほうで考えるという答弁だったと思います。

原則、地方公営企業は独立採算ですから、そこで何とかしてくれという話だと思いますが、一方、実際のところ実態は、やはり本庁の財政局がゴーサインを出さなければ、なかなか病院って、これ、建て替えて進まないんです。私も1回、公立病院の建て替え、統合、建て替えを経験しましたけれど、本庁側がやはりゴーサインを出さずして病院側だけで判断するというふうには、今までやっているところはほとんどないわけですよ。実際のところ、今お答えいただいたように病院局が計画を出して、こういうふうにやってほしいと言ったときに、財政局はそれをちゃんと飲んでくれるのかと、そういうところで非常に疑問に思うわけです。これは、全国どこの自治体でも起こっているんですけど、公立病院の経営がよくならなければ建て替えのほうは少し考えなさいというふうにやっているんですけど、結局そのまま建て替えせずにそのタイミングを逃してしまって、どんどんどんどん将来の見通しが立たなくなって閉院に追い込まれる、もしくは財政悪化に追い込まれる。そういう公立病院ばかり今、出てきているわけなんです。ですので、やはり建て替えのタイミングというのもあると思いますし、先ほど複合化と

いう答弁等もありましたけれど、総務省がちゃんと集約化についてしっかりとこれはもう提案しているわけですから、札幌市だけに限らず、他の機関、道庁だと思いますけれど、そういうのも巻き込んで集約化を図っていく。ちゃんとその建て替えのタイミングを見ていくということを私はやってほしいというふうに思っております。

何度も今まで議会で道庁、私はコドモックルだと思っていますけれど、統合した場合の国の財政措置が40%取れる。逆に言ってしまうと、1,000億円の建物を建てて、市立病院でこれはペイできないですよ。本当に多分、財政措置をフルに使わないと、建てたところでずっと赤字を垂れ流しという状況になるわけです。そういったところも含めて、集約するにもタイミングがありますから、市立札幌病院単体ではできない話ですから、しっかりそこは道庁等、他の機関と集約を考える。複合化と言っているのであれば、ちゃんとそういうことを考える。それをしっかりやっていただきたいということ、そして1,000億円、国の財政措置が入れば40%来て600億が市の持ち出し、これで道庁と、あと3分の2と3分の1で案分すれば400億円まで下がると私は思っていますよ。案分の比率はどうなるか分からないですけど、そのぐらいして市の負担、持ち出しを少なくしなければ、今の公マネ計画を含めても非常に苦しい状況ですから、私はぜひそういうふうに考えていただくということもありますし、またこのMICEの計画が入ってきたことで、これは公マネ計画と違うところから入ってきているわけですから、そういったところで負担、MICEは600億円超ですか、市立病院は頑張れば400億まで下がる。どっちを先にするかということ、しっかりと私は市民に明示していただくことを強く求めて質問を終わります。

●**かんの太一委員長** 以上で、歳入のうち、一般財源等の質疑を終了いたします。

次に、第1款 議会費 第1項 議会費の質疑

を行います。通告がございませんので、質疑を終了いたします。

次に、第2款 総務費 第4項 選挙費の質疑を行います。

●**中村たけし委員** 私からは、選挙執行における諸課題について3項目、質問をさせていただきます。

一つは、先月2月8日に行われました第51回衆議院議員選挙について、2項目めは、期日前投票について、そして三つ目が、公営掲示板の設置について伺いたいと思います。

まずは第51回衆議院議員選挙についてですが、まず最初に、本当に第51回衆議院議員選挙、大変難しい状況で執行された選挙ですけど、本当にお疲れさまでございました。三宅由美選挙管理委員長をはじめ、選挙管理委員の皆さん、そして選挙管理委員会事務局の皆さん、そして準備に応援に行かれた市の職員の皆さん、そしてOB・OGの皆さん、本当に大変なご苦勞の中でこの衆議院選挙をやり切ったということで、本当に心から敬意を表したいと思います。本当にお疲れさまでございました。

2月8日に行われました第51回衆議院総選挙ですけど、国政選挙としましては36年ぶりとなる真冬の執行となりました。このような時期に選挙が行われることについて、雪の多い地域の有権者からは、なぜこの時期に行うのか、北国の冬を分かっているかといった疑問や不満の声が上がっているということは報道で目にしました。

札幌市においても、選挙公示の2日前である1月25日、大雪警報が発令されて24時間の降雪量が54センチと、1月としては統計史上最も多い量となったということについては記憶に新しいところでもあります。私も、こんな中、万全の態勢で選挙が行われるんだろうかということを危惧していた1人でございます。

また、今回の選挙は、厳冬期ということだけではなく、1月23日召集の通常国会冒頭に解散して

2月8日が投票日となり、その期間が16日間ということで、戦後最短でありました。衆議院の解散が総理の専権事項だという言説がありますが、これは必ずしも所与のものではありません。多くの憲法学者、そして専門家、有識者の方々がこのことに対して疑義を呈しております。その是非について、ここで議論する場ではありませんから議論はしませんが、世論調査でも示されているとおり、多くの一般の方々が疑問に思っております。

それで、個人的には司法にその判断を委ねたいという思いがありますが、これはいわゆる統治行為論というもので、司法が判断することをしていないというのが実態です。

統治行為論というのは耳慣れない、聞き慣れない言葉ですけど、これは簡単に言うと、国家統治の基本に関する高度な政治性を有する国家の行為については司法が判断しないというものでありますけれど、まさにこれは司法の役割放棄、責任逃れと言わざるを得ない残念な状況にあると私は思っております。

とは言いながら、この衆議院議員選挙が行われたというのは事実でありますし、結果も出ているので、それを踏まえまして、選挙の執行に当たっては、選挙当日の投開票に係る事務だけではなくて、公営ポスター掲示場の設置や選挙人名簿の整備、従事者の確保など、ただでさえ準備に係る事務が膨大である中、今回は極めて限られた時間でそれを行わなければならない、各自治体の逼迫した様子が連日報道で伝えられたとおりでございます。

そこで質問ですが、札幌市では、このたびの衆議院議員選挙の執行に当たって、降雪期であったことや準備期間が短かったことによってどのような影響があったのか、伺います。

●深井選挙管理委員会事務局長　今回の衆議院選挙におきまして、降雪期や短期間であったことの影響についてお答えいたします。

まず降雪期の影響といたしまして、ポスター掲

示場について、除雪を必要とする設置作業に時間を要することなどから、昨年の参議院選挙の2,212か所から6割以上減らし、763か所としたところでございます。また、ただいま申し上げましたポスター掲示場の設置場所の除雪に加えまして、投票所周辺の除雪の経費として、合わせて1億5,000万ほどの経費を要したところでございます。

次に、準備期間が短かったことによる影響といたしまして、昨年の参議院選挙の際には期日前投票初日に間に合うように発送した投票所案内はがきが、今回は最長で公示日の3日後に到着となるなどの影響があったところでございます。

●中村たけし委員　本来であれば2,212か所のポスター掲示がされるはずであったところが763か所ということで、本当に大幅減というのが実情だったわけであります。合わせて1億5,000万円ほど余分にかかっている。先般の選挙自体、札幌市では約10億円のお金がかかったわけでありまして、多くの市民の皆さんが疑問に思っています。

期日前投票初日に間に合うように発送していた投票所案内はがきも公示の3日後に到着になるという、本当に厳しい中で皆さん努力された中なんですけれども、いろいろ制約があった。この間、報道で伝えられている街角インタビューなどでは、もう本当に選挙が行われているというのを知らなかった。公営掲示板がなければ分からない。選挙カーも幹線道路しか走らなければ、そういう生活道路のようなところには入ってこない。そういったことで、今、新聞も取っていない、テレビも家がない、スマホで済ませているという方も多くいらっしゃるから、そういうことで、そういう方の判断も大きくゆがめられたような選挙だったというふうに思います。これは終わってしまったことですから、今回のやり方についても検証をされることがあると思いますけれど、こういったことを教訓にして、これからいつ行われるか分からない、そういう衆議院議員の解散選挙には備えて

いかなければいけないというふうには思うところでございます。

次に、2項目め、期日前投票についてということとありますけれど、期日前投票は、選挙当日に投票所に行けない有権者にとって選挙権を行使する貴重な機会でございます。今や札幌市の投票者数全体に占める割合は3割を超えているという状況にあります。札幌市では、従前から全区に2か所の期日前投票所を設けていますが、今回の衆議院議員選挙では各区においてこれまでにない混雑が発生したというふう聞いております。

今回の混雑は、降雪期であることから、有権者に早めに投票を済ませようという意識が働いたことが一つの大きな要因だったと考えられますが、期日前投票者数が増加傾向にある中、今回の混雑を降雪期特有の事例と捉えず、さらなる投票環境の向上が必要であるというふうに考えます。

そこで質問ですが、現在、各区2か所の期日前投票所を今後さらに増設する考えはないのか、伺います。

●**深井選挙管理委員会事務局長** 期日前投票所の増設についてお答えいたします。

期日前投票所は、様々な事例に即時に対応できるように、他部局の協力を得ながら選挙事務に精通した職員を配置しておりまして、増設につきましては、その人員の確保が大きな課題となるものでございます。また、その投票所も区内にバランスよく配置する必要があるほか、選挙ごとに変わることがないよう継続的に使用できることに加えまして、また十分な広さも必要でありまして、これらの条件を満たす施設の確保も求められるところでございます。

我々としていたしましても、期日前投票所の増設が投票環境の向上につながるものと考えますが、様々な課題があるものと認識しているところでございます。

●**中村たけし委員** 人の確保であつたり場所の確保、期日前投票所の増設のハードルが高いとい

うことについては私も理解しております。

そこで、次善の策として、第2期日前投票所の開設期間の延長についてお聞きします。

現在、各区2か所の期日前投票所のうち、区役所や区民センターに設置される第1期日前投票所は、公示や告示の翌日から開設していますが、地区センターなどに設置される第2期日前投票所は投票日前の3日間のみ開設となっております。この第2期日前投票所の開設期間を延長していただくことも混雑緩和の有効な手段であると考えます。

そこで質問しますが、第2期日前投票所の開設期間を延長する考えはないのか、伺います。

●**深井選挙管理委員会事務局長** 第2期日前投票所の開設期間の延長についてお答えいたします。

先ほども述べましたとおり、第2期日前投票所には、他部局のご協力を得ながら選挙事務に精通した職員を配置する必要があるございまして、開設期間を延長するためには、その期間に応じた職員を確保しなければならず、慎重な検討が必要と考えるところでございます。

今後の期日前投票所の在り方につきましては、投票者数の推移を見極めつつ、他都市の状況なども参考にしながら、期日前投票所の運営方法について研究してまいりたいと考えております。

●**中村たけし委員** こちらについても、人の確保が難しいということでした。実務に精通した職員を確保しなければその運営が難しいというのはそのとおりでございますし、なかなか難しいという状況があるということについては理解します。

しかしながら、今、事務局長からお話がありましたけれど、他都市では、もう少し場所があつたり期日も長かつたりしているところもありますから、他都市の状況なども踏まえながら参考にしまして、この期日前投票所の運営というものについて充実させることに努めていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、投票者の今や3割ということとありますから、この期日前投票も、

投票日より前に済ませておきたいというのが多くの皆さんが考えていることなので、これの充実についてはしっかり取り組んでいただきたいということを要望したいと思います。

最後に、ポスター掲示場の設置場所について伺います。

公職選挙法に定められている各種の選挙公営制度は、お金のかからない選挙のため、また、候補者間の選挙運動の機会均等を図るために採用されている制度となっております。そのうち公営ポスター掲示場へのポスターの掲出は、候補者にとって重要な選挙運動の一つであるとともに、有権者にとっても、候補者の顔や名前を知る有効な手段であると認識しています。

そのような認識の下に、私はかねてから、公営掲示場の設置場所は、より多くの有権者の目に触れるような場所に設置すべきであると考えていました。令和4年、2022年の第1回定例会の予算特別委員会においても、我が会派のたけのうち委員のほうから、ポスター掲示場を、多くの買物客が集まる大型スーパーや交通結節点となる駅など、より多くの人が集まる場所に設置すべきというふうに質問しております。その質問に対して、選挙管理委員会のほうから、配置バランスに留意しつつ、効果的な設置に努めるという答弁がありました。

そこで質問しますが、2022年第1回定例市議会以降、選挙管理委員会では公営ポスターの掲示場の設置場所についてどのような検討を進めてきたのか、伺います。

●深井選挙管理委員会事務局長 ポスター掲示場の設置場所についてお答えいたします。

ポスター掲示場は、多くの有権者の目に留まることや、投票区ごとに配置バランス等を考慮しながら、公園や公共施設をはじめ、商業施設、地下鉄やJR駅敷地等に設置しているところでございます。掲示板の移転が必要になった際も、商業施設など、できるだけ人目に付きやすい設置場所を

検討することとしております。その選定に当たりましては、幅にして10メートル以上必要であることに加えまして、強風でも倒壊しないようにしっかりと固定できることや、歩行者や車の通行の妨げにならない場所であることなど、安全への配慮も必要であります。今後もこれらの要件を踏まえつつ、ポスター掲示場の効果的な設置場所の在り方について検討を重ねてまいりたいと考えております。

●中村たけし委員 これについての難しさについても理解はいたします。

いろいろ難しいことがあるんですけど、それについてもやはりしっかりと検討していただいて、投票率を向上させるということが大きな意義あることでありますから、今、投票率が下がっている状況が言われています。投票率を上げるために、有権者が判断しやすい環境を整えていくということも重要ですし、また、先ほどの期日前投票の話もそうですけれど、有権者が投票しやすい環境を整えていくということも、選挙管理委員会としてやっていかなければいけないことだと考えておりますので、難しさがあるということは理解しつつも、これからもしっかりとこの点について取り組んでいただきたいということを要望して、質問を終わります。

●山田一郎委員 私からも、選挙執行における投票環境、そしてポスター掲示場の在り方について質問いたします。

先ほどの質問でもありましたが、今回の衆議院選挙ですが、短い期間での解散総選挙となったことに加えまして、本市では記録的な大雪とも重なり、非常に、確かに厳しい環境の中での選挙執行であったと受け止めております。特に期日前投票については、多くの市民の方が来場されたことで、長時間待たされたという声や、かなり混雑していたという声も私の下に寄せられております。

先ほど、中村委員の答弁では、期日前投票所の増設、これには様々な課題があると、また、第2

期日前投票所の期間延長については慎重な検討が必要と、このような答弁でありました。今回のように投票者が集中した場合、現場状況に応じて臨機応変な対応、こういったものを行うことが、混雑解消及び投票機会確保の観点で重要であると考えます。

そこで伺いますが、今後、投票所における混雑解消に向けて柔軟な運営体制、これをどのように図っていく考えか、選挙管理委員会の見解を伺います。

●**深井選挙管理委員会事務局長** 期日前投票所の混雑解消についてお答えいたします。

今回の混雑につきましては、投票所案内はがきの到達が遅くなったことや、法の規定により国民審査の期日前投票開始日が衆議院選挙の5日後であったこと、また、投票日当日の悪天候が予想されていたことなどの要因であったと考えております。

また、日没が早いため、比較的気温の高い日中に来場者が集中したことなど、複合的な要因も考えられるところでございます。

今回のこのような事象を踏まえまして、今後、来場者が分散するよう、混雑が予想される時間帯を周知するとともに、状況に応じた受付体制の拡充を図るなど、柔軟な対応を図ってまいりたいと考えております。

●**山田一郎委員** 今、状況に応じた受入態勢の拡充を図るという答弁でございました。

確かに、今、中村委員からもありましたが、期日前投票というのは年々増えてきておりまして、これからも増えてくると思います。今、確かに、この期日前投票所を増やしたりですとか、第2投票所の投票期間を延ばすというのも良かったと思うんですけども、今なかなか難しい状況であれば、じゃあ今混雑しているところをどうするか。例えば投票所におけるパソコンであったり受付の人数、1人増やしても10区10人10台の話ではあるんですけども、こういったところでの混雑解消

というのも進めていただきたいと思います。

次に、選挙ポスターの掲示場の設置数の考え方について伺います。

選挙ポスター掲示場は、有権者へ候補者情報を周知する手段として長年設置されてきましたが、その設置、維持管理、撤去に至るまで、これは相当の経費と人的負担を要しているものと認識しております。

先ほど、今回の衆議院総選挙では大雪の影響を踏まえポスター掲示場の設置数を従来の2,212か所から763か所へ大幅に縮減して実施されたとお伺いしましたが、まず、ポスター掲示場の設置数についてどのような考え方や基準に基づき決定しているのか、お示ください。

●**深井選挙管理委員会事務局長** ポスター掲示場の設置数の考え方や基準についてお答えいたします。

ポスター掲示場の設置数の基準は、公職選挙法施行令におきまして、投票区ごとの選挙人名簿登録者数と面積に応じて規定されているところでございます。この基準に加えまして、特別の事情がある場合には、都道府県の選挙管理委員会と協議の上、設置数を減らすことができると公職選挙法に定められておりまして、札幌市では、人口密度の高い投票区などについては設置数を減少させ、昨年の参議院選挙の際は2,212か所としたところでございます。

また、今回の衆議院選挙におきましては、降雪期という事情によりまして、北海道選挙管理委員会と協議の上、設置数を減少し、最終的に763か所としたところでございます。

●**山田一郎委員** 設置数を減少させてきているということで、前聞いたところでは2,396か所だったのかなというところ、それが今回参議院では2,212、それで今回では763か所というような形で、本当に大幅に削減されたという形でございます。

ただ、何度もいろいろ出ています、この冬の選挙、本当に大変だったという方、ポスターも本当

に少なかったということもあるんですけども、ポスター掲示板は減少されましたが、投票率、これは前回の 55.07%から 55.81%、これは微増しています、さらに、小選挙区における投票者数についても 1 万 2,447 人、これは増加している状況であります。つまりこれ、掲示板数が縮減したとしても、有権者の投票行動、これに大きな影響を及ぼさなかった可能性を示す一つの結果でもありますし、本当にこの大雪の中で逆に投票率が上がったというような、微増ではありますけれども、ですので、今回選挙というのは、掲示板もいろいろありますけれども、そのときの国民の興味、そういった部分も本当に大きく出ているのかなと思います。

また、加えて、近年はやはり SNS、またインターネットの普及によって有権者が候補者情報を主体的に取得する環境が整ってきており、ポスター掲示板を担ってきた役割そのものも、これは変化していると考えます。

また、選挙を実施する以上一定の公費が必要となり、選挙のたびに、これはもうコストの議論が出てくるということも現実でございます。ずっと、今までも財政局で、本市財政がますます厳しいですよと言っている中で、選挙執行に係る経費についても、またこれは不断の見直しを行って、効率的かつ合理的な執行を図る視点も重要ではないかと考えます。

そこで伺いますが、掲示場の設置数縮減が一定程度可能であることが今回示されたことを踏まえて、今後は経費削減の観点も含め掲示場数の見直しを進めていくことが望ましいと考えますが、選挙管理委員会としての考えをお伺いいたします。

●**深井選挙管理委員会事務局長** ポスター掲示場の設置数の見直しについてお答えいたします。

ポスター掲示場は、選挙運動の一つとして利用するものであることはもちろんのこと、選挙管理委員会としても、有権者に選挙の執行を広く知らせる役割があるものと認識しております。

一方で、近年の人件費の上昇ですとか資材高騰による設置費用の増加が課題となっておりますほか、設置を請け負う事業者の人員不足も深刻化しているところでございます。

委員ご指摘のとおり、今回の衆議院選挙におきまして投票率の減少は見られなかったところではございますが、今後様々な観点からポスター掲示場の在り方について検討してまいりたいと考えております。

●**山田一郎委員** 様々な観点からポスター掲示の在り方を検討していきたいということでありました。

本当に、先ほどもありましたが、財政局の質疑でも、るる、本当に厳しい状況というのは議論されていたところでありますので、今後やはり省力化ですとか ICT 化、このような視点も行政運営全体の大きなテーマになっていくものと感じております。

選挙管理委員会におかれましては、今回得られた経験、なかなか冬の選挙という経験はなかったと思います。本当に大変な選挙ではあったんですけども、これはしっかりと検証していただいて、投票環境を守りながら、将来にわたって持続可能な選挙執行の在り方について検討を進めていただくことを申し上げて私からの質問を終わります。

●**かんの太一委員長** 以上で、第 4 項 選挙費の質疑を終了いたします。

次に、第 5 項 人事委員会費及び第 6 項 監査委員費の質疑を行います。通告がございませんので、質疑を終了いたします。

以上で、本日の質疑を終了いたします。

次回の委員会ですが、3 月 4 日水曜日午後 1 時から、消防局及び危機管理局関係の質疑を行いますので、定刻までにご参集ください。

本日は、これもちまして散会いたします。

散 会 午後 3 時 43 分